開議 午前10時00分

○議長(小松則明君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本 日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

- ○議長(小松則明君) 日程第1、一般質問を行います。東梅康悦君の質問を許します。発言席へどうぞ。東梅康悦君。
- ○9番(東梅康悦君) 創生会の東梅康悦です。議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

まず初めに、きょう11日は東日本大震災により犠牲となられた方々の月命日であります。7年と9カ月となります。改めて御冥福をお祈りいたします。

また、ことしも日本各地で大きな自然災害が発生しました。7月の西日本豪雨、9月の北海道胆振地方の大地震、大型台風の上陸など幾つにも及びます。被害に遭われた地域の一日も早い復旧、そして復興への取り組みを願うものであります。

それでは、通告によりまして一般質問に入りたいと思います。

まず初めに、学校給食費の改定について伺います。

去る10月22日の議会全員協議会において、平成16年に改定してから15年間据え置かれてきた学校給食費の値上げ改定の内容が示されました。その内容は、小学部は1食12円増額し267円となり、年間で4万5,390円となります。また、中学部は1食15円増額し310円となり、年間で5万1,150円(大槌学園)、5万2,700円(吉里吉里学園)というものです。

また、改定の理由としてこれまで食材の選定や献立など工夫しながら給食を提供して まいりましたが、児童生徒の成長に必要な栄養価を維持していくことが困難になってき たことから、給食費の改定を行いたいとのことでした。

栄養量の摂取基準では、当町の学校給食は目標値に対し小学部で鉄分、食物繊維が80%、中学部で鉄分73%、食物繊維74%であるということが、過日の新聞で報道されております。育ち盛りの児童生徒の給食の栄養は、基準に達することが大事であるということは言うまでもありません。平時であれば、保護者負担が伴う増額改定は、栄養価の充実という理由から同意するところでありますが、復興途中の大槌町はまだ平時とは言えませ

ん。被災児童生徒就学援助の人数が、全児童生徒数の50%を超える状況下での増額改定には、無理があると考えます。年額で2,000円や2,500円の負担増は、各家庭においてもさほど影響はないと思いますが、金額の大小ではありません。この15年間、特にもここ近年は、献立や使用する食材を工夫したり、いろいろとやりくりして給食費を改定することなく給食を提供してきたようですが、被災児童生徒就学援助期間の中では、行政が財政のやりくりで1食12円、15円の増額を補うべきであると考えます。

既に、保護者には給食費の改定のお知らせ文書が配布されておりますが。復興途中の 大槌町の学校給食費の増額部分は、保護者負担にすべきでないことを強く求めます。当 局の見解を伺います。

2つ目に、行政連絡員についてお尋ねいたします。

行政連絡員の職務につきましては、設置規則では町長及び各行政委員会の事務に関する行政区内の連絡調整に当たるものとするとあります。町の広報誌を初めとする文書類の配布、共同募金等などお金の取りまとめを行うなど、その職務は多岐にわたり、行政と住民のつなぎ役の一端を担っております。

東日本大震災以降、文書類の配布物も多くなり、さらには住宅再建等により担当地区の世帯数も大きな変動があり、職務の負担増が危惧されます。地区における行政連絡員の定数をどのように考えているのか。また、現在の職務内容から見た報酬は適正なものなのかを伺います。あわせて、行政連絡員と協力し、その職務に当たられている班長への処遇はどのようになっているのか伺います。よろしくお願いいたします。

- ○議長(小松則明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。
- ○町長(平野公三君) 東梅康悦議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、学校給食費の改定についてお答えをいたします。

2019年度からの給食費の増額改定については、保護者の方々へはお知らせいたしましたが、再度検討を重ね、増額改定を行わないことで現在調整をしております。

東梅議員、お話がありましたとおり、被災児童生徒の就学援助の人数は、現在50%を超えております。この援助は国からの交付金で賄われ、2020年度まで続くことになっており、給食費を全額援助しているところであります。増額改定の趣旨については、保護者の皆様には、議員と同様に一定の御理解をいただきましたが、検討を重ね被災児童生徒就学援助が継続する2020年度まで給食費を据え置き、地産地消事業などにより食材を供給することで、安心、安全な給食を提供できるようにいたします。

今後につきましても、今回の給食費の増額据え置きに限らず、12月補正に計上しております吉里吉里学園へのエアコン設置など、子供の学校生活に必要な学習環境の整備などに積極的に取り組んでまいります。

次に、行政連絡員についてお答えをいたします。

行政連絡員は町の行政の事務処理を円滑にし、かつ効率的に行いもって町民の福祉増進を図るため、大槌町行政連絡員設置規則に基づき設置されており、その職務は町長及び各行政委員会の事務に関する行政区内の連絡調整等の事務に当たるものとしており、町広報誌や選挙広報紙等の配布など、住民と行政のパイプ役として重要な役割を果たしておられます。

しかしながら、震災後住宅再建が進んでいることで世帯数が著しく増加している地域があり、そのような地域では行政連絡員の負担が増している状況となっていると認識をしております。現在の行政連絡員の定数は、震災前から規則で定められている45名ですが、行政連絡区域におけるコミュニティー形成の状況や、行政連絡員の業務負担等の現状に合わせ、定数の見直しを検討する必要があると考えており、負担が増している行政連絡区域を分割し、新たに行政連絡員を配置できるよう地域におけるさまざまな会議の場などを通じて、現状や趣旨を説明し新たな行政連絡員の確保に努めているところであります。

また、行政連絡員の報酬についてですが、行政連絡員は非常勤特別職であり、報酬額は条例により年額23万4,000円以内と定められています。各地域の行政連絡員の報酬額は、配布部数等を考慮して支給をしております。なお、行政連絡員の業務に御協力いただいている班長には、行政連絡員の職務の一端を担っていただいていることから、大槌町行政連絡員協議会より協働活動への感謝を込めて、年1回記念品を贈呈している状況であります。

以上であります。

- ○議長(小松則明君) 再質問を許します。東梅康悦君。
- ○9番(東梅康悦君) それでは、質問の順番に再質問をさせていただきます。

まず、学校給食費の改定についてでありますが、答弁の内容が、私の考えるところと 一致しておりますので、大いにその判断を評価したいと思います。ありがとうございま した。

しかしながら、今回の給食費の改定の一連の進みぐあいの中で、私自身も考えさせら

れることが何点かありましたので、その点について再質問したいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、基本的なところなんでありますが、新聞報道にもありましたように、基準に達していないという報道がありました。これを埋めなければいけないと。その中で基本的なところなんですが、児童生徒も個々の体格差、そしてまた男女の違い、また運動量の違いなどありますよね。そしてまた、町の児童生徒は少し肥満ぎみ、若干の肥満傾向にあるということも言われております。

そのような中で全国基準等もあると思うんですが、いろいろなものを考えた中でその 栄養の基準量をどのように捉えた中で今後給食を提供していくのかなという素朴な質問 なわけですが、教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

- ○議長(小松則明君) 学務課長。
- ○学務課長(小石敦子君) お答えします。

基準量は新聞報道等にもありましたとおり、鉄分とかほかにも食物繊維ですとか、基準量に達していないというものにつきましては、やはりできるだけ基準に近づけるように給食では努力しないといけないと考えております。あわせて、肥満傾向にあるという子供たちのデータは、前にお配りしましたこちらのプリントにもありましたとおりですけれども、この理由の一つが運動不足でありますとかまたは朝食をとらない子供たちというのも実際に調査をしたところ、これは全国学調が4月に行われたんですけれども、その質問紙の中に朝食を毎日食べていますかという項目がありまして、特に9年生につきましては、1割くらいがほとんど食べていないとか、全然食べていないといった結果が出ております。そうしますとやはり給食の栄養の偏りというのも肥満にも大きくつながってきているのかなとも思います。

また、給食でも残食も結構、3校合わせて6%ほどあります。これは平均でして、個々にすると偏った食事という子供たちもいると思います。学校では、養教さんを中心に少しでもぽっちゃりをなくそうということで、今プロジェクトを進めています。定期的に体重を図ったりとか、あとは専門的なところから食事を説明したりとか、そういうふうに進めて、できるだけぽっちゃりから標準のほうに近づくようにしているところです。

- ○議長(小松則明君) 東梅康悦君。
- ○9番(東梅康悦君) わかりました。

そこで、今回の改定しようとしたんですが、今町長が答弁したように2年間据え置く

ということなんでありますが、前回の改定が15年前であったということで、当時私も小学生の子供を持つ保護者の立場でありましたが、そのことについては承知しておりませんでした。

そこで伺うわけですが、給食費の改定の方針をまず定めると、そしてそれを決定することは、例えば15年前もそしてまた今27年4月に教育委員会をめぐる法律の改正がありましたよね。その中においても、一連の改定の方針を定め、それを決定するということは、教育委員会の所管するところであるのかどうかというところですね、確認させていただきたいと思うんですが。

- ○議長(小松則明君) 教育長。
- ○教育長(伊藤正治君) 学校給食の食数であるとか1食単価につきましては、学校給食 運営委員会でもって決定させていただいております。それを踏まえて、必要であれば財 政との協議をしながらということで、議員御承知のとおり学校給食は賄い費、材料分は 保護者の負担、それ以外の施設設備費であれば町、行政の負担という形で学校給食法の 中で位置づけられておりますので、そういった法の趣旨も踏まえながら、適切に給食の 食数であるとか1食単価については決定してまいりたい。今までもそのような手続を踏 んでございます。
- ○議長(小松則明君) 東梅康悦君。
- ○9番(東梅康悦君) わかりました。

確かに、運営協議会たるもの、私もかつてPTAの代表していたときがありましたので、そういう場に出て給食の日数とかそういうの、会員の中で話し合われたということを、今やりとりした中で思い出しております。

今回の運営協議会は、識者とか学校の先生方とか栄養の先生とか、そういう方々が集まって会議が成り立つわけですが、私が思い出すには、PTAの代表というのもそんなにいたったのかな、1人か2人だったんじゃないかなという、私の記憶ではそう感じております。ですので、今回の増額改定にPTAの保護者の考え方がどの程度反映された中で、またいろいろな保護者の考えがある中で、それをどのように整理した中でこの10円、15円というものを決めたのか。今回の増額改定に、保護者の意見がどの程度反映されたのかなというところが気になっておりますので、その点をお答えしていただきたいと思いますが。

○議長(小松則明君) 学務課長。

○学務課長(小石敦子君) お答えいたします。

今、教育長が申しましたとおり、学校給食の運営のほうで、その会議で話をし、そしてこれは昨年度も話題に出しました。昨年度も既になかなか厳しいという状況で、来られたメンバーの方々からちょっと上げたほうがいいんじゃないかと、PTAの代表さんも話が出ました。ですが、やはり何とかやってみましょうということで据え置いたわけです。でも、やはり今年度、どうしても厳しいということで、各学校のPTA会長さん方もこれは仕方ないでしょうという話がありました。あとは、それを持ち帰って学校でも話題にしたところです。

- ○議長(小松則明君) 東梅康悦君。
- ○9番(東梅康悦君) そうですよね。教育委員会が主導で上げたわけじゃないよと、ちゃんと関係者と詰めた中で上げざるを得ない段階だから12円、15円のアップを決断したんだという、学務課長の話でわかりました。

ただ、例えば負担が少ないほうが誰でもいいわけであって、その中で苦渋の決断の中で負担をお願いしなければいけないということの中で、この12円、15円、1日当たりの単価アップが示されたわけでございますが、これで果たして今回役場が上げないということで、給食センターなり役場の財政の中で、やりくりの中でどうにか給食費は上げないんだけれども、栄養価は高める方向ということで理解しているんですが、本当に12円あるいは15円の単価で十分な基準値に、100に近いところがまずこれを上げることだったのであれば、基準、目標値に対してのがちゃんと達成されるという単価だったんですよね。もしかして、親を思う余り遠慮した中で12円、15円というのが決まったのかなというのも、若干の心配がありましたので、そういう質問させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長(小松則明君) これは、教育長。
- ○教育長(伊藤正治君) ありがとうございます。

今お話があったように、12円とか15円の上げ幅でありますけれども、実は食材ごとに全部洗い出して、特に変動の大きいのは主食の米もありますし、牛乳も1円上がると1日1円ですと、今お話があったような12円で賄うのがなかなか難しいところではあります。ただ、管理栄養士がやはりそこのところは、きちっと文科省の栄養素の基準に従って献立を設定してやっていくということで、なかなか今12円上げても実は苦しいところです。

今言ったように、来年度の消費税の値上げもあったりとか、食材の価格の変動がかなり大きい幅で動いている予想もありますので、じゃあどこまで上げたら間に合うのかというのが、実際は見通しが持てないと。そういう中で最低のところでやりましょうということの提案で、御理解をいただいたところであります。

- ○議長(小松則明君) 東梅康悦君。
- ○9番(東梅康悦君) わかりました。

今回の給食費の改定は、役場執行部で再考していただき、本当に上げなくてよかったなと考えております。このことに関しては、今しゃべることは最後になりますが、ちょっときつ目のことを言わせていただきたいと思います。

今回の給食費の改定は、去る10月12日に議会の総務教民常任委員会で説明されております。その10日後には、議会全員協議会で再度議員向けの説明となったわけであります。議会の一員としては、先に行われた常任委員会での判断を尊重しなければいけないということは重々わかっているんですが、やはり議員の全員協議会の中で私初めて聞いた内容だったので、正直戸惑ったわけです。その中で、その場で私としては考え直してもらいたくて、増額は町が復興し、全員が同じスタートラインに立ったときすべきである旨の発言をさせてもらいました。そしてまた、同時にその部分は町がどうにかできないのかという発言も、あわせてさせてもらったわけですが、その発言もむなしく、そのとき教育長さんは、学校給食法では食材費に係る分は保護者負担だという部分があるんだと、答弁をいただいたわけですが、実際は全国を見ると、法律は法律としても無償化している自治体もあるので、何もそういう、法律は確かに守らなければいけないが、そういう自治体もあるので、そこら辺もやはり少し頭に置いた説明であってほしかったなという思いもあります。

その中でも、新聞報道では上げるんだと。そしてまた保護者向けにも改定の文書が届いておったし、また先ごろ配布された大槌の広報紙にも教育委員会のところで上げますよというので、字句も見えておりました。

だから、何ていうんですか。学校給食費の徴収金は予算の中では収入、歳入になりますよね。19款諸収入なり、これを含めた予算を定めることは議会に与えられている一つの権限ですよね。それは言わずと知れた、皆さんわかると思うんですが、先ほど町長答弁にあったように増額しないということであるので、そのことについてはまず大きく評価しますが、一連の事務の流れというのが、どうしても議会の議決権を軽視していたっ

たじゃないかなと、私は考えてしまうんですね。

本来であれば普通の事業は予算が通って公に出てやりますよね。この場合はまず給食費のことであるから誰も反対しないんだろう、早目に周知をして保護者の方々に準備をしてもらおうということは重々わかるんですが、どうしても議会の予算の議決を定めるところをクリアしていない中で、そのことが表にばんばん出ていったような感じがするんですね。ですので、議決権を、私からしてみれば少し軽視してあったんじゃないかなというような思いを持っています。

そのことについては、いろいろ考えていると思うんですが、私の今の発言が間違っているのかいないのか、そこら辺を含めた今回の一連の事務の中の総括をしていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

- ○議長(小松則明君) 副町長。
- ○副町長(澤舘和彦君) 御指摘のことは受けとめなければならないと思います。

それから、我々も予算最終的に議会に出して、議決いただいて執行するんですが、それに持ってくるまでにいろいろ先ほど言ったように、給食運営議会でまず前段決めて、そういう方向決めて、そしてそれを家庭の皆様に周知をするのも当然ですし、議会の皆様にも常任委員会にも御相談申し上げ、こういう理由ですという説明、そこで了解もらって、さらに議会全員協議会に説明申し上げた上で予算措置して議会にもっていこう、議決にもっていこうということで、議会の議決を軽視しているわけで決してなくて、そういう段取りで段階でちゃんと手続を踏んでやってきているということで、そこは御理解いただきたいと思います。

そういった中で、どうしても最初当然そういった値上げするという話でいった中で、 それはやはりどうしても今の状況であれば、栄養価を確保するためどうしても値上げせ ざるを得ないというところで御理解を求めた。ただ、議員おっしゃるとおり、何とかな らないのかと話になったとき、どうしても値上げすればやはり法律で決まっている以上、 しかも給食提供している、されているというところからすれば、なかなか理由がなく、 上げれば当然負担していただかなければならないだろうなと。ただし、何とか上げない 方法はないのかというところで、我々も考えてきたわけです。それで当初は上げなきゃ ならないと考えたんですが、何とか方法を考えてあげないでいこうということに落ちつ いたところです。

○議長(小松則明君) 質問と答弁が違っています。

- ○副町長(澤舘和彦君) 手続を踏んできたことは、順序に手続を踏んできて議会のほう を軽視しているわけではないということだけは理解してください。
- ○議長(小松則明君) 東梅康悦君。
- ○9番(東梅康悦君) 私もそのことに関しましてはわかっているつもりなんですが、ど うしても最初にもう何ていうんですかね、増額改定ありきの中で新聞報道され、そして また文書が各御家庭に配布されたというところで、少し急ぎ過ぎたのかなというところ が十分考えられましたので、このような質問をさせてもらいました。

いずれにしましても、この2年間上げることなく100%に近い基準値の中の栄養価のある給食を提供していただくということでありますので、ぜひまず2年間よろしくお願いしたいと思います。まず、給食費の関係につきましては、この辺で終わらせてもらいます。

また、次に行政連絡員のことでお尋ねしますが、今月も大槌広報紙を含む10種類の配布物が、私の家にもついこの間届きました。ですので、その前には歳末助け合いの募金ということで歩いているということで、寒い中本当に連絡員の方、そしてまた班長の方々は御苦労さまだなという感じで見ております。本当に御苦労さまですね。

その中で現在の行政連絡員の区域数は43。それには、栄町とか須賀町もまだ残っておりますが、43区域で45名の定員となっております。答弁では定数の見直しや区域の分割を行いたいと、そしてまたありますね。その中でも例えば小鎚とか金沢とか前沢、上京地区なんかは集落が1つの区域になっているので、これはまあ今までどおりの踏襲でいいと思うんですが、急激に世帯数がふえている地区というのは簡単にわかるわけですよね。そのところをどういうふうに分割した中で定数を定めていくのかなというところをまず知りたいわけです。今検討中なのであれば、途中経過でも構いませんが、基本的な考え方をぜひ伺いたいと思うんですが。

- ○議長(小松則明君) 総合政策課長。
- ○総合政策課長(藤原 淳君) 行政連絡員の定数については規則で現状は定められているとおりでございます。まず、その規則の中において見てみると、連絡員が複数の地区というのは、沢山地区というのがあって沢山1、2と分かれております。そのほかに、桜木町と吉里吉里の4というのがありまして、定数がそれぞれ2人という状況となっております。震災前の行政区の世帯数と見てみたんですけれども、震災前の行政区の世帯数を見ると沢山地区においては447世帯、桜木町については420世帯、吉里吉里4につい

ては293世帯という状況のようでした。それらの例等を見ると、300世帯を超えるぐらいが行政区を分けて、連絡区を分けて複数の連絡員を配置する一定の基準にもなるのかなと捉えているところでございます。

ただ、行政連絡員の分割については、世帯数だけではなくてやはりその地理的な条件であったり、コミュニティー形成の状況等も踏まえていく必要があると考えております。 現在は、臼沢地区なんかも世帯数がかなりふえてきているような状況もありまして、 私どもとすれば、地域の住民の皆様と相談をしながら、どういった区分けの仕方がいい のかというところを進めているところでございます。

- ○議長(小松則明君) 東梅康悦君。
- ○9番(東梅康悦君) わかりました。

まだ、仮設住宅にも住んでいる方々がおられますので、完全なものができ上がるには あと数年かかると理解しているんですがやはり、その中でも連絡員が1人であってなお かつ急激に世帯数がふえている地域については、かなり負担増があると思うので、そこ ら辺いつごろを大体の目標にして新たな区割り、そして新たな定数というのを見込まれ るのか。そこら辺の一応のめどをお持ちであれば、示していただきたいと思うんですが。

- ○議長(小松則明君) 総合政策課長。
- ○総合政策課長(藤原 淳君) めどというところなんですけれども、やはりあくまでも 地域の方々と話し合いのもとで進めてまいりたいと考えておりまして、実際に多いとこ ろについてはなるべく早く進めていきたい。実際に対応し切れない部分につきましては、 現在は役場のほうで直接ポスティングして歩いているような状況となっております。め どとすれば、なるべく早く進めていきたいなと考えているところでございます。
- ○議長(小松則明君) 東梅康悦君。
- ○9番(東梅康悦君) そうですね。まずはさまざまな業務をする中の、これもまた一つの業務であるわけですが、まず連絡員の方々が疲弊して疲れることがないような時期を見計らった中で、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

その中で昨年、報酬の話になるわけですが、昨年の行政連絡員の報酬額は、決算額で見れば415万2,000円となっていますよね。条例によると、報酬額の上限が23万4,000円となっていると。説明を聞いていると、報酬額の合計というのは基本的な部分と世帯数に応じた加算分があった中で、合計額が各個人の連絡員の報酬額ということだと思うんですが、415万2,000円の昨年の決算は、例えば世帯数が少ないところは少額になるし、世

帯数が多いところはもちろんふえることになるんですが、どの程度から程度の範囲の中で415万2,000円になっていたのかなというところを、まず参考のためにお尋ねしたいと思うんですが。

- ○議長(小松則明君) 財政課でできる。総合政策部長。
- ○総合政策部長(齋藤正文君) 今現在、金額的に最小の金額というのは7万4,000円程度 でございまして、最大という点でいいますと21万円程度ということでございまして、お おむねこの範囲内に皆さん含まれるということでございます。
- ○議長(小松則明君) 東梅康悦君。
- ○9番(東梅康悦君) わかりました。先ほど課長が言いましたけれども、300を超えるようなところもあると。そして中には両手で数えるようなところもあるので、7万円から21万円という幅のことはまず理解できます。その中で、さまざまな例えば手数料とかあるいは税率なんかもそうなんですが、近隣市町村とよく比較する場合がありますが、例えば当町の連絡員の報酬というのは、近隣市町村と比べてそんなに多くもないし少なくもないし、あるいは多いんだという、そこら辺の比較をしたときに、大槌町の報酬額の水準というのが、どの程度になっているのかなというところを教えていただきたいと思うんですが。
- ○議長(小松則明君) 総合政策課長。
- ○総合政策課長(藤原 淳君) 近隣市町村、自治体との比較というところなんですけれども、実際沿岸の自治体ということは沿岸、内陸のほうの自治体のほうをお伺いしたんですけれども、近隣の自治体の平均ですね。その辺については月2回の配布で1回当たりの配布世帯が74世帯で平均なんですけれども、それで大体14万5,000円というのが平均のようです。当町の場合は月1回の行政文書の配布は月1回の配布。1回の配布の平均が99世帯ということでなっています。当町の平均は約11万5,000円が平均の報酬額という状況になっております。
- ○議長(小松則明君) 東梅康悦君。
- ○9番(東梅康悦君) 平均では、月2回の74世帯の14万円と、当町においては月1回の99、世帯が多いんだけれども、回数が少ないと。その中で11万5,000円ということは適当というか、遜色がない金額ということで理解しました。

行政連絡員も見ていると、地区によっては定期的にかわるところもあるようですし、 あるいはある人が長期間にわたってやっている地区も見受けられますが、やはりいつか は勇退しなければいけないときが、連絡員の方々もあるんですが、後任の選任がどうも 苦慮されているのも聞いたことがあります。そのようなとき、行政連絡員は特別職の公 務員ということなんですが、やはり後任者を見つけるときにその現役の人に任せるので はなく後任選びには、今もやっていると思うんですが、やはり行政の方々がなるべくサ ポートした中で、現役の方が勇退するとき負担をかけないような中で、うまく新しい人 にリレーできるような行政のかかわり方というのが、私必要だと思うんですが、現在も やっていると思うんですが、今後に向けた取り組み状況をあるのであれば教えていただ きたいと思いますが。

- ○議長(小松則明君) 総合政策課長。
- ○総合政策課長(藤原 淳君) 今まだ決まっていない行政連絡員の選定とか、後任の人を選ぶときの選定なんかもそうなんですけれども、常々私どももわかっている人たちを思い浮かべてみて、いろいろ当たってみたりしながら現在の行政連絡員の人たちとも相談をしながら、そういうふうに進めていくことが必要なんだろうとは課内では話をしております。そういった状況で今後も進めていくべきなんだろうなと考えているところでございます。
- ○議長(小松則明君) 東梅康悦君。
- ○9番(東梅康悦君) 今課長が言われたとおり、後任の選びはやはりそういう相談した中で、現役の方が勇退するとき負担をなるべくしないような中で、後任者を見つけていただきたいように、行政も深くかかわってもらいたいということをお願いしたいと思います。

班長なんですが、行政連絡員と一緒になってその地区の何世帯を受け持った中で、恐らく1年更新とか輪番制の中でどの地区もやられていると思うんです。そしてまた、班長には答弁によると大槌町の行政連絡協議会というところから、年に1度記念品が贈られるという答弁内容でありますが、行政連絡協議会の運営費というのは、町からが補助が出てあるいは行政連絡員の方々がいただいた報酬の中から拠出して、それは成り立っているのか。あるいは町からの補助金のみでそれが成り立っているのかというところ、教えていただきたいと思うんです。

ということは、運営費の中のお金が潤沢なのであれば、例えば今記念品の贈呈品がも う少しボリュームアップできるのかなというところも考えているものですから、そこの 運営協議会のお金がどの程度なのか。誰が出しているのかというところを説明していた だきたいと思うんですが。

- ○議長(小松則明君) 総合政策課長。
- ○総合政策課長(藤原 淳君) 行政連絡員協議会の費用なんですけれども、これについては行政連絡員協議会が会則というのを設けておりまして、その中で会員から年額3,000円いただいて、それで賄っているという状況でございます。町からの補助金はございません。
- ○議長(小松則明君) 東梅康悦君。
- ○9番(東梅康悦君) わかりました。納得できました。

3,000円、報酬から拠出してその中で協力されている班長の方々に、連絡員が拠出したお金の中で何かを買ってあげるという説明ですが、これは確かにそのやり方が今まで踏襲されてきたから、このままでいいのかという話になりますよね。ある、例えば班長の経験者は1年間、月に1回か2回、震災前の早いときは月に2回広報が回ったわけですよね。今は1回におさまっていますが。班長になる人の考え方にもよるんでしょうが、どうしても早い話、もらった記念品がいろいろ考えるところがあるようなときもあるようなんです。だから、お金が潤沢な中であれば、まずまずのものを買いますが、なければ買えないわけですから、やはりここら辺の部分を幾らかは町から、何百万も出せと言っているわけじゃないんです。その程度のお金を出した中で全体の運営費を膨らませた中で、班長にも記念品なんかを少しボリュームアップしたほうがいいんじゃないかなと、私自身班長経験した人の話の中でそういうことを考えたんですが、思いついたんですが、いかがでしょうか。

- ○議長(小松則明君) 総合政策課長。
- ○総合政策課長(藤原 淳君) 班長への処遇についてなんですけれども、現状のところで報告させていただきたいと思います。行政連絡員の報酬と、同様に近隣の自治体等にも班長、そもそも班長制みたいなのがあるのかどうかというところも、あわせて確認したんですけれども、行政連絡員とか区長についてはほかの自治体では条例で設けて置いているということです。ただ、班長についてはごく一部の自治体を除いて、町ではほとんど関与していなくて、地域に任せているという状況だということで、班長への謝礼についても同様に、一部自治体を除いて関与していませんといったような状況で、ほとんどボランティアでやっていたりというのが現状のようです。それが近隣自治体の状況ということで答弁させていただきます。

- ○議長(小松則明君) 東梅康悦君。
- ○9番(東梅康悦君) わかりました。

それは、住んでいるところの構成員であれば、いつか回ってくる班長、輪番制の中でやっていくというのが、住民としての一つの義務的なところもあるんですが、中にはそういうふうに思う方もおりますよということをぜひわかってもらいたい。ほとんどの自治体は、行政が班長に対するところまでは手を突っ込んでいないという答弁なんですが、少しぐらい何かを援助した中で、運営協議会が潤沢になった中で班長に向けた、贈る記念品なんかも少しボリュームアップするとか、もっと班長を快く受けやすくなるのかなという考えの中で、今のような質問をさせてもらいました。

まず、私の一般質問、再質問は以上でやめたいと思うんですが、いずれにいたしましても、まだまだ仮設住宅で8回目のお正月を迎える方々もおりますので、そのことを十分、まず私らもそうなんですけれども、留意した中で今後の議会活動あるいは行政活動に生かしてもらいたいなと、要望いたしまして一般質問を終わらせていただきます。

まずもって、給食費は本当に上げなくてよかったなと思っております。ありがとうご ざいました。終わります。

○議長(小松則明君) 以上で、東梅康悦君の質問を終結いたします。 11時まで休憩いたします。

○議長(小松則明君) 再開いたします。

芳賀 潤君の質問を許します。質問席へどうぞ。芳賀 潤君。

○13番(芳賀 潤君) 新風会の芳賀 潤です。議長のお許しをいただきましたので一般 質問させていただきます。

震災後、本日で7年9カ月ということで月命日を迎えております。昨日からは吉里吉 里中学校仮設の解体工事が始まりました。たしか記憶していると4月1日に着手した県 第1号ぐらいに基礎工事が始まったと記憶しておりますが、3月までに学校校庭から仮 設がなくなって、よい環境で学習に挑めるものと思っております。

昨今、めっきりと寒さも厳しくなりました。この一、二カ月につきましては、土坂峠 トンネル化要望等で町と議会と一体となって、国の関係は国会議員の先生方、国土交通 省、復興庁、自民党本部への要望書への提出、先週は岩手県県土整備部、県議会議長へ 行ってまいりました。来週につきましては、東北地方整備局への要望書の提出等土坂峠 トンネル化へ向けて精力的に活動しているところであります。

本定例会の一般質問は、31年度予算編成も佳境に入りまして、今後の町のあり方について取り上げましたので、よろしくお願いいたします。

まず、1点目です。役場の組織改革に伴う町の課題と取り組みについてお伺いします。 先般の議会全員協議会において、平成31年度からの部局制廃止に伴う組織体制につい て説明がなされました。230名体制から200名体制への移行、復興が道半ばでありながら も、第9次大槌町総合計画とのつながりを持たせた形での体制整備となっておりますが、 次の点について伺います。

1点目として、今回の改革は震災前の職員体制を意識したものなのか。また、改革というのであれば、従来の組織のふぐあいを解消しながら住民サービスの改革を意識した 改革なのか伺います。

2点目として、現実的には31年度は200名体制であり、目標とする120から130名体制までには時間を要しますが、組織の統廃合的な改革は今後も順次行われていくのかお伺いいたします。

さきに述べた組織の人数体制の課題もあるでしょうが、大槌町の産業経済の発展と教育と福祉を充実されるものの視点も大切であり、まさしく正念場の年となってまいりました。被災した自治体の共通課題としては、1次産業の復興と交流人口の拡大、すなわち観光などを中心とした活性化において、地方が元気になっていく地方創生の姿であると感じております。魅力ある資源を掘り起こし、来町者のニーズとのマッチングを図り、大槌町の魅力を感じていただく観光産業は必須であると思います。

町は今年度から5カ年計画の観光ビジョンを作成し、大槌町の観光が目指すべき方向性を検討し、町民、関係団体、事業者等の連携による観光まちづくりの指針を定め、効果的に観光復興を推し進めるとしております。また、前身の大槌町観光物産協会を、一般社団法人大槌町観光交流協会として法人化し、観光交流事業の振興による地方文化、産業経済の発展向上を目指すとしております。震災前からの大槌町の課題であった観光ですが、国においては地方創生枠の中で、地域活性化に取り組む自治体への補助メニューを、多岐にわたり整備して地域活性化の後押しをしようとしておりますし、当町においても来年3月23日に三鉄の開業、また31年度前半には三陸沿岸道路の一部を残し開通

をします。私は31年度からの3カ年が大槌町の産業、観光の勝負の期間であると認識しておりますが、町の取り組みの姿勢として人員体制、予算編成の考え方などについて次の点について伺います。

1として、観光ビジョンの策定の目的にある大槌町が目指すべき方向性とは何か。検 討中であるならその経過を。また、観光まちづくりの言葉が示す定義をどう捉え、どの ような体制で推進するのか伺います。

2点目として、大槌町観光交流協会発足後の効果と、今後の観光行政との役割分担に ついてどのように考えるのか伺います。

3点目として、賛否はさまざまですが、近隣市町村では多くの地域おこし協力隊を導入し、活力を生み出しております。主に、観光交流分野や情報発信、移住定住増進の分野に配置することが多く、幾つもの成功事例を生んでおると聞いております。当町での制度の導入の考えはあるのかお伺いいたします。

次に、水産振興についてお伺いいたします。

本日もアワビの口あけとなっておりますが、11月12月とアワビ漁の口あけが例年どおり行われている最中ですが、水揚げ量が年々減少している傾向にあり、アワビの餌とも言われる海藻が磯やけの影響で生育が乏しく、アワビが生育しないなどの声が聞かれております。アワビ漁の不漁については、近隣市町村でも同様の傾向があると聞かれております。毎年補助金を投入して稚貝の放流をしているわけですが、根本的な磯やけ対策を講じなければ、いずれアワビ漁に危機的状況が訪れるのではないかと危機感を抱いております。このことについては、沿岸全域で取り組む課題と認識しておりますが、町の見解と今後の解決策について伺います。

次に、防災訓練と消防団との連携についてお伺いいたします。

11月は、11月5日世界津波の日、11月9日から1週間が秋季火災予防運動、その間には大槌町消防団による町内の防火パレード、各家庭の防火査察、各地域における火災防御訓練などが行われました。17日には大槌町津波避難訓練が実施され、18日にはおしゃっちにて防災フェスタが開催されております。一連の行事での役場での担当は別であると認識しておりますが、消防団及び地域は一体であり、消防団並びに各自治会においては毎週のように動員され、負担感のほうが多く感じられております。

震災の風化防止は当たり前のことではありますが、以前は3月3日が大槌町の津波避難訓練日でありました。3月11日の朝に津波避難訓練を実施している自治体、地域もあ

ります。震災から間もなく8年ですが、大槌町としての津波避難訓練の日程を含めたあり方を整理する必要があると感じますが、町の見解を伺います。

最後に、町内の運動施設、公園整備の状況と今後の計画について伺います。

町内の関係団体などから、運動施設、公園などの整備について多くの要望が寄せられていると認識しております。現在、計画しているものと、その実現に向けた実行時期と、その課題について伺います。よろしくお願いいたします。

- ○議長(小松則明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。
- ○町長(平野公三君) それでは、芳賀 潤議員の御質問にお答えをします。

初めに、役場の組織改革に伴う町の課題と取り組みについてお答えをいたします。

当町の復興計画期間が本年度までであることを踏まえ、復興事業の完了や将来を見据えた組織職員体制を構築すべく、昨年度に大槌町組織定数計画を策定し、2021年までの4年間にて、組織の統廃合やプロパー職員体制への円滑な移行を目指すものになっております。なお、さきの全員協議会でも、御説明したとおり、来年度から大きく変更する点としては、現在の部局制から課室制への移行や班の再編を含む課の統廃合が開始されます。昨年12月1日現在において、職員数227名のうち、全国の自治体からの応援職員は75名となっております。応援職員に係る経費の財源支援については、国の復興創生期間である2021年3月末までと見込まれており、将来の町の人口動態や財政規模を考慮した際、適正な職員数による町政運営が必要と考えております。

議員御指摘のとおり、組織体制及び職員数は震災前の体制を意識していることは事実でありますが、限られた職員数で最大限の効果を発揮するためにも、例年実施している人事組織ヒアリングを通じ、業務進捗の把握を行い、柔軟性のある対応を意識し、計画を実施してまいります。

組織の統廃合については、当該計画をベースとして進めることとしておりますが、各 行政課題に対して実効性のある施策の重点化と、それを実現できる組織体制の構築を目 指していることを当該計画でもうたっているところであり、結果として住民サービスの 改善につながるものと考えております。

次に、観光ビジョンの策定の目的にある大槌町が目指すべき方向性とは何か。また、 観光まちづくりの言葉が示す定義と体制の推進についてお答えをいたします。

観光振興に当たっては、大槌町に多くの観光客に来てもらい、交流人口の拡大と地域 の活性化を図ることが、目指す方向性であると認識しており、大槌町観光ビジョンの基 本理念には大槌町の地域資源を丁寧に見つめ直し、魅力を発見し、より魅力的なものに 高めることで多くの方に大槌ファンとして来訪していただくと同時に、それを発信する 大槌町民にとって住み続けたい魅力的なまちづくりにつなげる契機として、観光振興に 取り組みますと掲げております。

その実現に向けた基本方針の設定に当たっては、町の魅力的なもの、売り込みたいものについて、町内の飲食事業者、宿泊事業者、交通事業者、観光受け入れ関係者等を対象にアンケート調査、ヒアリングを実施し、また観光客が求める要素について来訪者アンケート調査、インターネットによる非来訪者実態調査及び観光資源評価調査を実施いたしました。これの調査結果を踏まえ、大槌町の魅力である海、食、伝統芸能文化、景観の4つの要素を観光ビジョンの重点プロジェクトとして設定し、事業を実施することとしたところであります。

次に、観光まちづくりの言葉を示す定義をどう捉えどのような体制で推進するかについてでありますが、観光まちづくりとは地域の自然、文化、歴史、産業など地域のあらゆる資源を生かし、地域住民と自治体が連携し、一体的に取り組むことにより地域の活性化につながるものと捉えております。このことから、観光まちづくりの推進に当たっては、町だけではなく観光や物産交流にかかわる全ての方々が連携をして、推進していく必要があると認識しているところであります。

このため、大槌町観光ビジョンには取り組み体制を盛り込んでおり、その関係者である大槌商工会、新大槌漁業協同組合、花巻農業協同組合、観光受け入れ関係者、飲食業者、宿泊業者、加工業者、交通業者やそれらで組織されております一般社団法人大槌町観光交流協会と連携をし、オール大槌の体制で取り組みを進めているところであります。 次に、大槌町観光交流協会発足後の効果と、今後の町観光行政との役割分担についてお答えをいたします。

一般社団法人大槌町観光交流協会は、観光振興、販路拡大、移住定住促進、収益事業を推し進める自立した組織として本年4月に発足し、8カ月が経過いたしました。大槌町観光交流協会の業務は、大槌まつりやおおつち鮭まつりなどの集客イベント、販路拡大へつなげる特産品出張PRや、ふるさと納税の業務を行っております。また、自主事業ではイオンモール盛岡での物産販売のほか、まちのにぎわいにつながる大槌屋台村おしゃっち横丁の体制構築など、地域事業者と連携した新しいイベントも始めております。次に、今後の町観光行政との役割分担についてでありますが、町が担う役割としては

観光振興に係る総合企画、県や他市町村との広域連携業務、ブランド化に向けた商品開発などの推進であり、大槌町観光交流協会には地域事業者の中核団体として集客イベントや物産販売の実施などをリードしていくことが協会の果たす役割であると考えております。

次に、地域おこし協力隊制度の導入についてお答えをいたします。

地域おこし協力隊制度は、地方公共団体の委嘱により都市から地域に生活の拠点を移し、地域ブランドや地場産品の開発、販売、PR等の地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を一定期間行いながら、その地域への移住、定住定着を図る取り組みであり、県内では25市町村において130人の地域おこし協力隊が配置されていると承知しております。近隣他市町村、例えば釜石市においては、地域おこし協力隊が地域資源を活用した観光体験プログラムの企画運営等に携わっていると伺っており、当町としても地域に活力を満たすのに有効な制度の一つであると認識しております。

先般、県が開催した地域おこし協力隊研修会においては、1次産業の担い手や観光地域づくりに携わる人材の確保といった成果が紹介される一方、受け入れ側が地域のビジョンを決め、協力隊に求めるミッションを立てること、地域が求めるミッションと協力隊本人の希望や、思いをマッチングできる柔軟な受け入れ体制を構築するなど、制度導入に際して受け入れ地域に求められる課題も示されたところであります。当町としては、こうした内外の動向、成果や課題等を踏まえ、地域の実情に即した制度導入の是非について研究してまいります。

次に、水産振興についてお答えをいたします。

平成28年の国内でのアワビ水揚げ量は1,136トン、そのうち岩手県でとれたアワビは25%を占める286トンで日本一のシェアを誇っております。しかしながら、震災前の県の水揚げ量は年平均で約380トンであり、平成21年には500トンを超える水揚げがありました。震災以降はアワビの水揚げ量は減少傾向にあり、またアワビの身が痩せてきているなどの情報が関係者から寄せられております。

これらの原因の一つが、アワビの餌となる海藻資源が枯渇している磯やけであると考えられます。磯やけは岩手県のみならず全国的に発生する傾向であり、その原因はウニによる食害のほか、温暖化で活発となった植食生魚類の摂食や海流の変化による栄養塩の減少などが挙げられております。一方、東日本大震災津波によって磯場の生態系環境

が大きく変容したものではないかとの説もあり抜本的な対策というものは現在解明されておりません。

アワビ水揚げ量の減少は漁業従事者のみならず、卸売業や小売業など水産を取り巻く 関係者への影響は大きいため、早急な原因究明と対策を講じていくべき重要な問題と認 識をしております。研究機関が行っている調査状況の情報収集や、課題解決に向けた対 応を漁協などと連携し進めてまいります。また、漁場は市町村間で共有している湾であ ることから、近隣市町村と連携し岩手県が誇るアワビ水揚げ全国1位を保持すべく環境 を整えていきたいと考えております。

次に、防災訓練、消防団との連携についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、消防団及び地域への負担については重々承知しているところであります。津波避難訓練につきましては、自助、共助について確認をしていただく手段の一つとして、これまで平成27年11月5日に制定されました世界津波の日に合わせまして、平成28年度から11月に実施してまいりました。今後はより効果的な訓練となるよう、あわせて多くの町民の皆様が参加できるよう、関係機関の御意見も頂戴しながら検討してまいります。

次に、町内の運動施設、公園整備の状況と今後の計画についてお答えをいたします。

運動施設、公園等の整備についてですが、町内各種団体から整備要望が寄せられているところであります。町では、防災集団移転促進事業により取得した移転促進区域内の土地の活用策として仮設グラウンドを整備し、本格化する運動施設整備事業及び希少生物が生息する湧水環境を、郷土の貴重な財産と位置づけ整備する郷土財活用湧水エリア整備事業について、本年度より事業化し進めているところであります。課題といたしましては、財源とする復興交付金は復興期間である2020年度までの事業完了が必要となるため、限られた期間での効果的な整備を図る必要があり、その対応も踏まえながら復興庁と協議してまいります。

また、将来の人口減少、財政規模の縮小を見据えた場合、施設の運営、維持管理が大きな課題となることを認識しています。将来にわたり持続可能な施設規模となるよう検討を進めてまいります。

- ○議長(小松則明君) 再質問を許します。芳賀 潤君。
- ○13番(芳賀 潤君) 質問内容が多岐にわたっておりますので、簡潔にしていかないと なかなか時間で終わらないかもしれないので。よろしくお願いします。

全協で示された組織改革ですけれども、やはりそのときも申し上げましたが、どうせ 改革するのであれば従来、これは町民側の目線なのか、役所はどう感じているのかわか りませんけれども、ずっと住民というのはどこの行政もそうなんですが、縦割り行政の 弊害と言うんですよね。そこの窓口に行けばやっぱりそっちだとか、たらい回しにされ てしまったり、横断的ではなくて縦断的だということなんですけれども、今回の組織改 正の案を見たときに、統廃合でもとの組織体制ですよね、水道とか教育委員会にはもち ろん手をつけていないわけなので、人数だけを意識していることでもないと思うんです が、そういう感がどうしても拭えないということなんですけれども、今回の改革に当た って従来の組織の弊害と言われる点について、どの程度意識されているのかお聞かせく ださい。

- ○議長(小松則明君) 総務部長。
- ○総務部長(三浦大介君) 今、議員おっしゃったとおりで従来の弊害というものは意識 しながら、当然組織再編しなきゃならないとは思っております。今言ったとおり、窓口、 今議員おっしゃったとおりで、そういった多々いろいろな問題あると思っております。 そういったところをどういった形の組織体制にすることによって、全て改善とは言えな くても、改善ができるようなものを意識しながら、当然取り組んでまいりたいと思って おります。
- ○議長(小松則明君) 芳賀 潤君。
- ○13番(芳賀 潤君) これに対する評価は簡単で、住民がどういう声を上げるかです。 来年度になって大槌に来て、役場に来て用を足したり窓口に来たりいろんな相談を持ち かけたときに、ああ、前と変わったって思うのか。いや、組織再編されて復興の窓口も 直接窓口もなくなったので、困りやんしたがどこさ行ったらよかべみたいな話に聞かれ たら、やはり拙速だったのではないかという話になるわけですよ。

復興が終わっているわけではないので、それらを意識して統廃合するわけなので、そういう声が住民から聞かれないように、特に窓口に当たる人というのは精神的には大変だと思うんです。でも、やはり来る人というのは、何かしらの目的をもって窓口を訪問するわけなので、知らないということではなくて、じゃあこっちのほうにと誘導してあげるとか、ずっとそういうことで復興の事業というか、住民相談窓口にいろいろ苦情が来たりということもされておりましたので、その辺をぜひ意識していただきたいと思います。

あと、職員育成に関してもそうなんですが、人事組織ヒアリングの評価は、業務の進 捗管理などはもちろんでありますけれども、昨年も今年度もいわゆる我々民間でいうと、 複数回のヒューマンエラー的ミス、事務処理のミスというのが散見されております。単 純なケアレスミスも議会でも幾度となく報告されて、町長の謝罪を幾度となく受けてき ましたけれども、公務員にも人事考課制度というのがありますよね。ないのかな。人事 考課制度ってあります。

- ○議長(小松則明君) 総務部長。
- ○総務部長(三浦大介君) 制度としてはございます。
- ○議長(小松則明君) 芳賀 潤君。
- ○13番(芳賀 潤君) 制度としてはあるということは、実施しておりますでしょうか。
- ○議長(小松則明君) 総務部長。
- ○総務部長(三浦大介君) 私が把握している震災後、震災前はちょっと私もわかりかね るところがございますが、震災後に関しては私の認識しているところではないと認識し ております。
- ○議長(小松則明君) 芳賀 潤君。
- ○13番(芳賀 潤君) ないことを責めたりはしません。組織の再編に伴って、いずれ数 年後にはもとの職員規模の体制、町の財政規模を整えた体制に持っていくわけなんです よ。そうすれば、答弁の中にでもある限られた人数で最大の効果を生まなくてはいけな いわけです。

ということは、やはり人事考課をきちっとした上で職員の適性、能力もあります。適性もあります。それらを評価した上で、やはりポジショニングというのをしていかなければ、せっかくいいセンスがあるのに担当が違っていたりとか、生かされていなかったりとか、いろんなことがあります。民間企業というのはそういうの物すごく整理がしやすくて、能力を発揮できるところにシフトするんです。ところが、行政というのはある一定期間長期間になるとマンネリ化したり、いろんなミス、ふぐあい等もあるので定期的な異動もあると思いますけれども、その中でもやはり人事考課、きちっとそれする上において、初めて適正な行政運営というのができると思います。そのことについていかがでしょうか。

- ○議長(小松則明君) 総務部長。
- ○総務部長(三浦大介君) 制度として、人事評価制度というものも今現在は導入しては

おります。ただ、やはりその制度を先ほど議員おっしゃったとおりです。うまく業務なり、そういったところに生かし切れているかという点では、私も疑問符がついていると自分自身思っております。なので、その辺の改善等を民間の部分も活用というか、どういう形でやっているかという部分も踏まえながら、どういう形で人事評価をして今言った適材適所という部分に配置するとか、そういった部分の工夫等はこれからの課題だと、私自身認識しているところでございます。

- ○議長(小松則明君) 芳賀 潤君。
- ○13番(芳賀 潤君) 今回の組織の統廃合について、先ほど申しましたとおり、教育委員会とか水道は入っていません。例えば、水道はこの前国会で法案が成立されました民間委託の話になるのか、町にとりましては城山にある教育委員会を、いずれはこの本所の中に持ってきて組織再編をするという計画があるのか。それは定かではありませんけれども、いずれそれらも含めて組織を再編するという大前提があるわけですよね。それに至るまでまだ数年ありますので、そのときにどうぞ、全協でも申し上げましたけれども、私が感じる縦割り行政というのは、例えば子供の例でこの前全協も話ししたので、きょうもその話をしますけれども、オギャアと生まれて就学して育つまでというのは、親にしてみれば同じ子供です。行政の枠に行くので、教育だとか保育だとかいう縦割りにはめられるわけです。

なので、県でもそうですけれども、教育委員会とか福祉だとかではなくて、子育て支援という枠の中で整理をするということになるわけです。それが一番人数も割かれない。 しかし、職員は国の機関である文科省のノウハウと、厚労省のノウハウも持っていない と、なかなか制度の枠組みで子供とかお母さんとか家庭に支援の案内ができない。だから、そこでもやはり職員の能力を求められるわけです。

だから、行政がスリムになるということはそういう意味があるということを、職員に十分、人事評価のときとか研修のときとかターゲットしてやっていかないと、少ないからできないじゃ言いわけになるんです。少なくてもできないと役場の機能が低下しますので、その辺についてはいかがですか。

- ○議長(小松則明君) 総務部長。
- ○総務部長(三浦大介君) 議員おっしゃっているとおり、まさしくそのとおりだと思っております。いかに少数精鋭で業務に当たって遅滞なく処理ができるか。あとは企画立案等できるかという部分も当然意識しながら、その部分の職員のモチベーション、知識

を上げるための施策等を、私ども総務としてもきちっと積み上げというか、スキームを つくるという意識を持って取り組んでまいりたいと考えてございます。

- ○議長(小松則明君) 芳賀 潤君。
- ○13番(芳賀 潤君) ぜひ、そこに期待していきたいと思いますので、よろしくお願い します。

次に、産業振興について伺います。

何でこの質問取り上げたかというとやはり勝負ですよね。三鉄が開業しますよと。町は一般社団法人で交流協会つくりましたよと。ここで前のようだったら笑われます。だから、あえてここで今この時期にやったんです。3月に予算できてしまっては、もうどうしようもないと思ってこの時期に。私も決して得意分野ではない。

ちょっと答弁の中から何ですが、いろいろ検証して4つの要素を観光の重点ビジョンとしていると。ただ、ここでいう海、食、伝統文化、景観というのは沿岸市町村、どこでも同じだと思うんですよね。大槌らしさというのはどこに見ていくのかと。そこをターゲットにする視点も必要なのではないかなと思いますが、そのことについてはいかが捉えておりますか。

- ○議長(小松則明君) 産業振興部長。
- ○産業振興部長(藤原賢悦君) 観光ビジョンの重点プロジェクトの推進につきましては、 それぞれ重点プロジェクトの取り組み要素を、大槌らしさも取り入れながら地域の事業 者さんと、こんなことできるんじゃないかという話し合いを進めておりまして、取り組 めることを順次やっているところです。

例えば、海ですと大槌には浪板海岸にサーフショップさんがありますので、そちらのほうでサーフィン体験とか、あとスタンドアップパドルといいましてサップ体験とかそうやってやられている事業者さんがいらっしゃいますので、そういった方々と連携した、そういった体験できますよというお話とか、大槌、実はスキューバダイビングがすごくふさわしいというか、きれいな景観の場所があるので、そういったところも今度関係者と連携して見せられないかということも、取り組みを今話し合いを進めたりしています。食につきましても、実はそれぞれの旬の食材がすごくいいものがございまして、まずは地域の飲食店とか宿泊事業者さんと一緒になってまず旬の食材、このものをPRしましょうという素材を決めまして、各旬の時期にのぼりを掲示して、ここで食べられますよというような案内を、まず取り組み始めております。

郷土芸能文化につきましては、町内の方から来てもらって見てもらえるような仕組みを、今郷土芸能団体の方と話をしておりましておしゃっちとか公演場所にして、大槌まつりとか郷土芸能祭じゃない時期に見せられるような企画を、今話を進めておりまして年度内に何とか1回やれそうかなという話を進めておったりとかするところです。

景観につきましても、地域の特色であるそこの例えば新山高原とかシーニックラインとかからの海を見られる風景とか、そういったところをちゃんと外のお客さんにお知らせできるようなガイドさんも、養成していけるような話も進めておりまして、沿岸地域にある、どこでもある場所とは違うよというところを、しっかり大槌としてPR、町だけじゃなくて関係者と連携してPRしていこうという話を進めているところです。

- ○議長(小松則明君) 芳賀 潤君。
- ○13番(芳賀 潤君) 私の聞きたかったのは、それ以外なんですよね。今のは答弁内容もまだ読んでいるだけなので、そうではなくて大槌じゃなければできないところをPRしないと、ほかの市町村に負けますよという話なんです。そのために、さきに言ったダイバーなのかパドルなのかそれはわかりません。でも、そこが大事ですよね。吉里吉里に海岸が、震災でまだありますけれども、高田のほうも砂が戻ってきたという話を聞いたり、山田が人口砂浜つくったりという話になっています。そっちに持っていかれるという可能性もある。持っていかれたからどうだということではなくて、大槌の魅力であるというものを、もう少し再認識してPRしないといかんだろうと思いますので、きちっと捉えていただきたい。

そういうところで体験プログラムをつくったり、極端な話、仮設団地を一つ残しておいて仮設団地のシミュレーションの体験ツアーみたいなのもいいじゃないですか。全国各地でいろんな災害がありますよね。岡山はトレーラー式の仮設住宅が入りました。この前の胆振東部だと全く大槌と同じようなプレハブ型もあります。統一性がまだなされていない。やはりいろいろ探っているところがある。安価なものも探っている。でも、ここは今壊すんだけれども、それをあえてマイナスをプラスに生かすために、そういう体験ツアーとか、地方自治体の自主防災担当連れてきて宿泊させてふぐあいを出して、つくるならこういうのですよねということで、体験ツアーを組むとか。例えばですよ。私はそういうふうに思います。それが被災地大槌の体験事業なのではないかなという気はしますので、ぜひ検討して見ていただきたい。

何をするにもやはり人ですよね。私の質問の仕方が、専門ではないので抽象的なので

抽象的な答弁なのかもわかりませんですけれども、何のために観光交流協会つくって何 を任せようとしているのか。

何でこれを聞いたかというと、ことしの町のイベント、事業を見ると、何だか今まで町の商工観光課がやっていたイベント係を、何かそれだけをやっているような気がするんですよ。三鉄が3月に開通して、来年度何を売り出してという気概が見えないというか、予算がないのか、人がいないのかちょっとわかりませんけれども、そこら辺を感じるんです。なので、具体的にあれですけれども、今の観光交流協会人員体制はどうなっています。

- ○議長(小松則明君) 産業振興部長。
- ○産業振興部長(藤原賢悦君) 観光交流協会は、代表理事が1名おりまして14名の理事がいらっしゃいます。監事が2名いらっしゃいまして、事務局としましてはふるさと納税も含めて3名の事務局員が対応しております。あと、物産関係でそのときのパートさんみたいな形でお手伝いいただいている方が1名いらっしゃって、そのメンバーで各イベントとかそういった取り組みに従事していただいております。
- ○議長(小松則明君) 芳賀 潤君。
- ○13番(芳賀 潤君) 私も気になって、きのう商工観光課から観光協会の役員名簿をいただきました。これはでも皆社長さんですよね。この人たちが実戦部隊ではないわけですよね。なので、事務局体制の今言われた3人とか4人とか、物販であればパートさん、パートさんはそのときだけの人。ということは、そこに大槌の産業振興とか観光を任せていくというのであれば、非常に人が足りないですよね。今やっているもので精いっぱいですよね。じゃあ、来年何やるんですか。何を新規事業で考えるんですか。今のままじゃだめだと私は思っています。みんなはどう思っているかわからないけれども、多分同じような意見が返ってくるんだと思います。

町は、復興期間が今年度で終わって第9次の総合計画に移行すると言っているという ことは、今ある程度の人、予算、配置をしていかないと、このままずるずると流れてい くような気がしたので、これを取り上げたんですよ。このままじゃいかんだろうなと思 って。

で、今年度法人化して交流協会を組織しました、駅を委託しますみたいにして、あそこを拠点にしていくということだから、ああ、頑張るんだろうなと思っている期待感もあります。責めているんじゃないですよ。まだ3カ月あるから。

なので、本当に何を売り出していくのか、何の財源を使っていくのか。もちろん、大 槌町の今の税収の財源からすれば、そんなに大きなことはできないわけですよ。だから、 総務省が出している、内閣府でしたっけか、地方創生の予算の中で地域おこしの予算を 持ってきて、人をふやしてどう生かしていくのかということを、真剣にプロジェクトを 組むなり考えていかないといかんのであろうと思いますけれどもいかがですか。

- ○議長(小松則明君) 産業振興部長。
- ○産業振興部長(藤原賢悦君) 今年度から、観光交流協会が立ち上がりまして、事務局はこれまでの事業ベースからいくと、まずは2人とか3人で事務はできるだろうというところから配置しております。今年度いろいろそういった事業の動きを見ながら、人員配置も考えていきたいなと思っておりまして、事務局からは初年度であることもありまして、今の事業をやるのが手いっぱいでなかなか新しいことを考える余裕がないという話も聞いております。そこは予算も含めながらいろいろ検討していかなきゃいけないなというところを考えておりまして、観光交流協会としっかり話をしていきながら、必要な対応を考えていきたいと考えております。
- ○議長(小松則明君) 芳賀 潤君。
- ○13番(芳賀 潤君) きちっと話をしたほうがいいですよ。そうじゃないと、例えばこの答弁書にある組織改革の課題というところと、観光協会の発足、観光業者の役割についてという答弁の中で、町が担う役割としては観光振興に係る総合企画という答弁があります。これは、以前質問したときも同じ答弁でした。丸写しです。それでいいんです。じゃなくて、行政、事務方が企画力があるんだろうか。それを担わせるために、観光交流協会をつくったのではないかなと私は思うんです。

先ほど組織の質問をしました。ある一定期間で事務方が机を異動していく人たちは、それはそれで大事です。でも、事業課というのはやはりそこに精通している者じゃないとなかなかいいアイデア、いい企画というのは出ないじゃないですか。そのシンクタンクを、交流協会という組織をつくってアウトソーシングをするんだなと私は思っているんです。だから、町が担う役割というのは観光振興に係る総合企画は要らないんです。総合企画は交流協会にやってもらって、あ、それはいいものがある、内閣府に地方創生でこういう予算があるから、これをとりに行って、そこの予算をとって、こういう人を当てようとか、こういう新規事業を与えようというのが本当のタッグなんだと。そうじゃないと、人が減られた中で新しい事業を獲得するといったら業務量がふえる。今まだ

復興が終わらない。業務量がふえるといったら頓挫しますよ、絶対。そのために私は交 流協会というのはつくられたんだと思っていますけれども、どうですか、副町長でも産 業部長でも。

- ○議長(小松則明君) 部長のほか当局から。町長。
- ○町長(平野公三君) 大変ありがとうございます。

組織改編とともに、今回交流協会もつくり上げたというのは、やはり危機を感じたということであります。やはり、今までの中では商工会の中の一部でお願いをした経過があって、本当にお願いしますという関係だったんですが、今回はそうではなくて主体的にやっていただこうということで立ち上げたということになります。

文言の中には、全体のという話がありますが、町としては方向性を踏まえながら、同等の立場で観光振興を進めてまいりたいと思っております。1万人が来てよかったなではなくて、やはり100人の人が100回来るような、そういうまちづくりこそが必要だと、それがやはり観光振興だろうと私は思っておりますので、やはり人、予算について議員御指摘ございましたから、これから道路網が整備をされ、私たちが思っていた以上にすごいスピードで復興道路が完成をしようとしております。それに町が追いついていけない状況も重々承知をしております。また、三陸鉄道があって、これからやはりどう鉄路を利用した利用者をふやすのかということもありますから、さまざまな現状をしっかり捉えて、やはり観光に結びつく、そういうことに努めてまいりたいと思います。

やはり、議員御指摘のとおり、組織として小っちゃくはなりますけれども、決して担当課だけがしっかりとまちづくりするわけでないので、やはり横断的に若い職員も含めて、いろんな形で発言をしたり一緒に行動したり、そういう取り組みも組織内ではしていきたいと思っております。

議員御指摘のとおり、さまざまな形で観光ビジョンということを立ち上げてまいりました。他市町村と先ほどお話があったとおり、海とか食とか芸能とかというのは各自治体同じじゃないかという話がありましたが、その違いを私もそうですし、議員も御存じのとおり、同じ芸能だといっても違いがあるんですよね。その違いをやはり、違いとして差別化したものをやはり発信をしていくと、そういう取り組みがすごく大事なことではないかなと思います。決して町だけでは、行政だけではできない、そういうものもしっかりと、町民の方々と話をしながら、町民が自信を持って町を売っていくんだという雰囲気づくり、情勢をつくり上げていきたいと思いますので、ここ勝負だというお話は

しっかりと受けとめながら、第9次の総合計画の中にはそれがわかるような、そして具体的なものが出るようにしっかり取り組んでまいります。

- ○議長(小松則明君) 芳賀 潤君。
- ○13番(芳賀 潤君) 決して、観光交流協会が役場の今の商工関係のイベントの下請に しないで、自由な裁量権も持たせながらきちっと民間の一、観光を増進する法人として 成長させていただきたい。そのためには協会も勉強してもらって、予算どりだとかそう いうのを。申請は役場でするという系統立てが本来のバックアップというものなんだろ うと思います。

私は民間の法人に委託するので、例えば役場の商工、例えばですよ、わかりやすい。この前、鮭まつりがありましたよね。鮭まつりをどこかのイベント会社に300万円で委託しました。交流協会には300万円で委託しました。でも、入札していろいろイベント終わったら200万で済みました。だから200万円しかやらないよじゃあ、民間の活力というのが生まれないんですよ。総枠の中でこれらをやってくれる、3,000万とか5,000万円、その事業はやることは必須です。でも、その中で工夫したり省エネしたりして生む財源がある。それを自主財源にさせて次のものに生かせるんです。そうじゃないと300万円でお願いするよ、200万円でやりました、100万円やらないよって言ったら下請になるんですよ。やるほうがおもしろくないんですよ、魅力がなくなるんです、頑張った成果が見えないんです。だから、民間活力の活力というのは、公ではできないことがやれるから活力なんです。その違いというのは単純な例で、金目の話でいうとそういうところです。

なので、そこも意識して裁量権を持たせながら主体的に、それをチェック、干渉してください。これとこれは必須条件だったんだけれどもやれてないよとか、やれていてなおかつプラスアルファができているなら、それでいいじゃないですかって私は思います。せっかく予算配置をするのであればそのように思いますので、よろしくお願いします。

この地域おこし隊というのは、答弁の中で研究という答弁がありましたが、それは導入を研究していくのか、地域おこし隊を研究していくのか、どっちなんですかね。

- ○議長(小松則明君) コミュニティ総合支援室長。
- ○コミュニティ総合支援室長(高橋伸也君) こちらは答弁の研究というところの心でございますが、いずれ県が先日開催した地域おこし協力隊で、制度導入に当たっての課題というものが指摘されました。これは弘前大学の先生が実体験に基づいてお話をされていたんですけれども、導入する行政のほうでは、公営の観光施設の立て直しをこの地域

おこし協力隊にお願いしたいと思っていると。地域の住民の方々は実は観光施設の立て直しはどうでもよくて、リンゴの産業振興みたいなことを真剣に考えていきたいと考えているということだそうで、地域のビジョンを決め、協力隊に求めるミッションを立てるということには、地域のほうでも随分準備が必要なのだと思っています。それと同時に協力隊本人の方々にそれを押しつけるということではなくて、協力隊本人の希望や思いと協力隊に求めるミッションを、柔軟にマッチングできるような受け入れ体制、こちらを整備していく必要があるんだろうなと思っていて、そういう体制整備について研究を進めながら、その中で外部人材の誘致に地域おこし協力隊の制度が有用なのかどうかということも含めて、研究をしていきたいという趣旨でございます。

- ○議長(小松則明君) 芳賀 潤君。
- ○13番(芳賀 潤君) いろんな市町村で既に導入して、成功事例も多々聞かれております。今答弁にあったように、観光の立て直しをすると、単純に労働作業員ではないという話ですよね。今、町では復興推進隊なるものがあります。これがどういう役割を担って、何をしているのか、具体は私承知をしておりませんけれども、地域おこし協力隊を導入している市町村を見ると、決して役場だけの組織ではなくて、例えば観光交流協会と一体化したりとかNPOと一体化したりして事業をやっている。だから、事業が活性化するんだと思う。そうじゃないと、いわばどこでも人が足りないので人員が足りないところにこれをやってくれ、あれをやってくれと使われがちなんですけれども、そういうことのならないように、ぜひ導入に向けてやっていただきたい。

何でかというと、研究していればこの補助金終わります。間違いなく。なので、やるという前提でとりに行って、同時並行的にやられてもいいのではないか。研究していたら、研究して研究して予算をとりに行ったらその事業も終わっていましただったら、何のために研究したのかという話になる。成功事例が隣にも山を越えたところにもありますから、そこら辺を積極的に情報収集をしてやっていただけたら、何か一つは変わっていくのかなと期待感を込めてです。答弁は結構です。

時間がないので次進みます。

水産振興について、まさしく答弁のとおりで、今水産に関しては復興と水産業といろいるやっていますけれども、中央省庁だったりいろんなところで話をすると、水産の復興というのは船が流されたから船、養殖棚が流されたから養殖棚みたいな感じなんです。申しわけないけれども、端的に。

でも、本来の水産復興というのはやはり担い手不足だったり、この資源だったりという話をしたくてあえてやりました。何でかっていうと、中央省庁の要望事項に入っていないんですよ。水産業の復興に関して。漁船を何杯だとか、養殖棚が壊れたからの議論はあるけれども、具体としてつくり育てる漁業と言っていながら、海の中のことは誰もわからないから、とれて初めて金になるので、そこが議論になってない。漁協にも聞きました。こういう要望していますか。していないという話です。

だから、アワビだけではなくて全ての資源についてそうです。養殖はいいんですよ。 単価もよくなってきた。頑張れる。しかし、担い手がいない。だから、水産改革でこの 前法案とおりましたけれども、民間参入を、漁業権、既得権益を取っ払って算入させる。 これにはやはり反対もあります。自分たちの畑を荒らされるわけだから。だから、これ も丁寧なものが必要だけれども、いずれにしてもそういうことも行政が中央省庁に要望 していかないと、なかなか漁協の単位では。

大槌町だけではなくて全部そうです、アワビに関しては。町長の行政報告で、サケが 4割増しでとれているという報告がありましたけれども、あれはいつのデータですかね、 先々週ですかね、とれてないです。きのうが770本、きょうが200ちょっとです。サケと いうのは、大体定置というのは12月の頭ぐらいで終わるということなので、2,000、3,000 とれた4日か5日かがあったんです。とれているのは北のほうでもとれるんです。だから、そこで推計すれば去年よりは4割だったかもしれません。終盤になって合計したら 去年より多いのか少ないのか。去年が著しく少なかったのでそうだと思いますけれども、いずれそういうふうにしていただきたいと思います。

アワビに関してだけ申し上げると、さっきダイバーの話が出ましたよね、南のほうでダイバーさん潜らせて、ウニの駆除を始めています。本当に、小っちゃいウニがすごいんですよ。私も2回アワビ漁に行きましたけれども、物すごい数です。これじゃ餌、全部食われるよね、何ぼ補助金で稚貝放流しても育たないという話になるので、本当にこれは根本的にやらないと、いずれアワビ漁というのが本当に大変な時期になると思いますけれども、そういう市町村間の連携だとか取り組みというのはどのようになっていますか。

- ○議長(小松則明君) 農林水産課長。
- ○農林水産課長(小笠原純一君) お答えいたします。

今、議員おっしゃるとおり、まさにそのとおりでございまして、NPOさんのダイバ

一さんに関しましてはやはり現在、今年度におきましては試験的に漁協さんとの協力をいただきまして、船越湾と大槌湾の海底を実際見て、写真等撮らせていただいたところであります。やはり、懸念されている事項のとおり磯やけ等が進んでいる。そしてまた、海藻捕食をするウニがかなり数が多いということで、これらの部分の対策をこれから投じていく必要があるかなと思っています。今後につきましては、それらの状況調査をし、やはり全国的な問題でもありますので近隣の市町村との連携を図った取り組みを今後進めていきたいと、このように考えております。

- ○議長(小松則明君) 芳賀 潤君。
- ○13番(芳賀 潤君) 今回話しするのが初めてなので、いずれ町単体ではもうどうしよ うもない問題だということは認識しています。なので、いずれ連携しながら水産業の衰 退を一歩でも防ぐために努力をしていただきたいと思います。

それでは、防災に入ります。危機管理のほうには以前お話ししたこともあるし、自主 防災会議の中でもこのような意見が出ていると思います。話ししてねと言って、話しし ましたと言っていたから間違いない、事実だと思います。

私は津波避難訓練、3月3日が過去の経緯から3月3日、西のほうに行けば11月5日、これは和歌山の津波、我々は3・11を今後、そろそろ、大槌町がいつ津波訓練をするか、11月第2日曜日だとか、11月5日でもいいだろうし、3月11の朝でもいいだろうし、慰霊祭があるからということではもうないと思うんです。慰霊祭は慰霊祭で午後あったり、亡くなられた方も朝拝みに行ったり、いろんなことありますけれども、それを教訓として二度と同じようなことを起こしたくないと言っているわけだから、きちっとした町の位置づけというものが必要なのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

- ○議長(小松則明君) 危機管理室長。
- ○危機管理室長(田中恭悦君) ありがとうございます。

先ほど芳賀議員さんおっしゃったとおり、この訓練等につきましては世界津波の日の関係で、一応町で設定させていただいたという部分がございます。自主防災組織さん、当然出ていただく部分もございますし、その中には当然消防署、消防の団長さんも中に入っていただいて、いろんな避難訓練の関係とかお話しさせていただいているという状況になってございますが、いずれただ各防災組織さんの中でもやはり自分たちは自分たちの部分の中でどうしてもやりたい、自分たちでやりたいという意志の強いところの団体が出てきているというのが正直なところでございまして、なかなか日程の調整までは

我々もできないという部分が一応ありますけれども、やはり町の方針の中でそういった ものについては決めていきたいと考えております。

- ○議長(小松則明君) 芳賀 潤君。
- ○13番(芳賀 潤君) 3月までに来年度の津波避難訓練の実施日だったり、消防の関係 は決まっているので、習慣ですから、決まっています。地域の自主防災を位置づけるも のもきっと連絡をとり合ってそうしていただければ、日程の話が中心だと思うので、ぜ ひそこには耳を傾けていただきたい。

最後に、運動施設になりますけれども、昨年も同じ質問をしました。復興庁と協議を 行ってまいりますではなくて、復興庁と協議をもう行っているんじゃないですか。とれ る予算ととれない予算があるので、20年度までに終了しなければならないといったとこ ろをお聞かせいただきたい。

例えば、具体例として野球のグラウンドがスタジアムつきで戻るのか、サッカー場がどうなるのか。あと言われているのが、バスケットの関係で3人編成で外でやるので、土地を提供してほしい、財源は自主的にやりたいとか、ゴルフも土地があればどうにか自分たちでやりたいとかという話があるので、そこら辺についてお聞かせいただいて質問終わりたいと思います。

- ○議長(小松則明君) 復興推進課長。
- ○復興推進課長(中野智洋君) 運動施設ですね、主に。そちらの答弁になろうかと思いますけれども、今現在野球場については仮設グラウンドがありまして、それの本設化ということで、昨年の12月1日の全協でも説明させていただいておりまして、その内容について大きな変更はございません。基本的には、寺野にあった野球場、あれの同規模の程度の施設を整備したいと考えています。また、サッカー場につきましても、同じく今仮設のグラウンドありますけれども、それとは別に1面の新設のサッカーグラウンドの整備を図ってまいりたいと考えておりますし、それに附帯する管理棟であったりとトイレであったりとか、そういったものを新町と栄町にそれぞれ設けたいと考えております。議員お尋ねのバスケットコートにつきましては、具体的な場所、規模、そういったものがまだ詰めていないところがありますので、その辺については今後協議をしていきながら図ってまいりたいと考えております。また、復興庁の協議状況でございますけれども、今現在工事費についてはまだ確保しているわけではございませんで、基本設計まで

が復興庁から認められていると。今後実施設計に移行していくわけですけれども、そち

らについても今現在協議を行っているところでそれがつき次第、段階を追って工事費も 獲得していきたいと考えております。以上でございます。

○議長(小松則明君) 以上で、芳賀 潤君の質問を終結いたします。

1時20分まで休憩いたします。

休 憩 午後0時02分— 再 開 午後1時20分

○議長(小松則明君) 再開いたします。

澤山美惠子君の質問を許します。発言席へどうぞ。澤山美惠子君。

○3番(澤山美惠子君) 皆様こんにちは。新風会の澤山美惠子です。

議長のお許しが出ましたので質問させていただきます。

ことしも残り少なくなりました。桜の花がきれいだねって言っているうちに暑い夏が来て、いつの間にか山々が紅葉し短い秋もあっという間に過ぎ去って寒い冬がやってまいりました。1年は本当に早いと言いますが、ますます早くなっていくように感じるのは私だけでしょうか。最近、風邪や胃腸炎がはやっています。健康に気をつけていいお正月を迎えられるよう頑張りましょう。

それでは、質問させていただきます。

まず、1つ目は各地区の避難施設についてお伺いいたします。

①として、大ケロ地区では三枚堂大ケロトンネルの出入り口付近への避難施設整備を要望しております。これまでも、一般質問で何度か取り上げてきましたが、検討状況について再度伺います。

②として、町内で避難施設がある地区とない地区を改めてお伺いいたします。また、 避難施設がない地区への整備計画について伺います。

次は、高齢者の居場所づくりについてお伺いいたします。

第7期大槌町介護保険事業計画の基本目標には、地域で安心して暮らし続けるための環境の充実とあり、施設整備計画では小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護施設を平成32年度から、地域密着型通所介護施設を平成31年度から、新たに整備するとあります。そこで以下の点についてお伺いいたします。

まず、各施設の整備状況と今後の予定についてをお伺いいたします。

次は、地域密着型通所介護施設は、文字どおり地域ごとの事業所であり、設置を期待

するところであります。大ケロ地区では、東京大学のモデル事業としてコミュニティー サポートセンター事業が行われていますが、来年12月には事業が終了すると聞いており ます。地域密着型通所介護施設として利用できないかどうかをお伺いいたします。

次は、買い物弱者支援についてをお伺いいたします。

買い物弱者とは、自分が住む地域で日常の買い物をしたり、生活サービスを受けたりすることが困難と感じる人のことをいいます。生鮮食料品店までの距離が500メートル以上ある、または車を持たないという定義もあります。震災前は、町の中心部である町方地区に多くの人が住んでいましたけれども、震災後は中心部から離れた地区に自宅再建をした人が多く、また防災集団移転事業では中心部から遠く離れた高台に宅地が整備されました。買い物弱者対策は喫緊の課題であります。

買い物弱者対策としては、家まで商品を届ける、食事や弁当の配食、買い物代行、電話などによる注文商品の宅配、店舗の整備または移動販売で買い物の場を提供する、店舗への交通手段を確保するなどがあります。

買い物弱者支援についてはこれまでも一般質問で取り上げてきましたけれども、当局は民間任せにするのではなく、自治体の責任として早急に対策に乗り出すべきだと思いますので、以下の点についてお伺いいたします。

まず、1つ目は買い物代行についてであります。買い物代行について町の対応状況を 伺います。2つ目は全国的には社会福祉協議会やNPO団体、有償ボランティアなど買 い物代行を委託し、高齢者の安否確認や見守りにつなげている自治体もあります。当局 の認識と検討状況をお伺いいたします。

次に、店舗の整備と移動販売についてをお伺いいたします。現在商店のない地区への 店舗整備や、移動販売について町の対応状況を伺います。

3つ目は、公共交通についてをお伺いいたします。

町民バスは震災後安渡地区や赤浜地区まで路線延長しておりますけれども、今年度末 には打ち切りになると聞いています。来年度の路線概要をお伺いいたします。

次に、三陸鉄道や三枚堂大ケロトンネルが来年開通するのに合わせ、町内をめぐる循環バスが通ると聞いておりますけれども、循環バスの路線概要をお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

- ○議長(小松則明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。
- ○町長(平野公三君) 澤山美惠子議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、(仮称) 三枚堂大ケロトンネルの出入り口付近への避難施設整備の要望についてお答えをいたします。

本年8月2日に、大ケロ団地自治会ほか3自治会連名による要望書が本町に提出されたことを受け、同日付で岩手県に対して土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく基礎調査の早期実施を依頼いたしました。これにより、本年8月10日付で岩手県から今年度内に基礎調査を実施し、結果判明後速やかに回答をいただく旨の回答を得ているところであります。

先に県からの回答を受けた後、改めて年内早期の報告について依頼しておりますが、 いまだ岩手県から基礎調査結果報告を受けていない状況であり、引き続き岩手県に対し て強く要望してまいります。

次に、各地区の避難施設についてお答えをいたします。

現在、町指定避難所は災害種別に応じて16カ所指定しており、そのうち小鎚地区、臼沢地区、町方地区、安渡地区、沢山地区、金沢地区、吉里吉里地区、浪板地区に町指定避難所が存在しております。その他の地区につきましては、集会施設は存在するものの、土砂災害危険箇所や洪水浸水想定区域に含まれていることから、住民の安全、安心を第一に考え、町指定避難所としては指定しておりません。しかしながら、指定避難所が少ない状況であることから、岩手県が行う調査結果をもとに、安全が確保される箇所については避難所指定を行っていきたいと考えております。

次に、高齢者の居場所づくりについてお答えをいたします。

2020年度までの第7期大槌町介護保険事業計画において、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護及び地域密着型通所介護事業所を、計画期間中に新たに整備する予定とするところであります。各施設整備に係る今後の予定については、まず小規模多機能型居宅介護については、現在公募の受け付けを行っており、本年度中に事業者候補者を決定し、来年度に施設を整備する予定となっております。認知症対応型共同生活介護については、来年度公募を行い2020年度に施設を整備する予定であります。地域密着型通所介護については、計画期間を通じて1事業者分に相当するサービス量の増を見込んでおり、開設を計画している事業者からの相談に随時応じることにしているところであります。

次に、大ケロ地区にあります東京大学のモデル事業実施施設の地域密着型通所介護施設としての利用についてお答えをいたします。

地域密着型通所介護事業者は、事業者からの申請に基づいて市町村が指定しており、指定に当たっては、その申請内容が条例に定める人員や設備等の基準を満たしていることが必要となります。御質問の施設については、東京大学が事業主体となり大ケロ地区において実施しているコミュニティーサポートセンター事業の拠点として同大学が整備した施設であり、現在は大ケロ地区多世代交流館という名称で運営されているものと認識しておりますが、当該事業の終了に伴い当該施設を地域密着型通所介護事業所として利用する場合、設備基準等を満たしていることが指定の要件となります。また、地域密着型通所介護を提供する事業者は、その事業を運営するに当たって地域住民との連携及び協力を行うなどの地域との交流を図る必要があるため、地域住民に十分説明を行い、地域からの理解を得る必要があります。

このような諸条件を満たす事業者から申請があった場合、町としては御質問の施設に限らず、地域密着型通所介護事業所の指定を検討しますので、実施を希望する事業者からの相談、協議に随時応じてまいりたいと考えているところであります。

次に、買い物代行についてお答えをいたします。

家まで商品を届ける取り組みとしては、町では大槌町社会福祉協議会及び民間事業者への委託により、調理が困難なひとり暮らし高齢者等を対象として見守りを兼ねた配食サービス事業を実施しており、本年11月末現在19人の方が利用していただいております。また、民間においても買い物代行を実施している事業者があり、当該事業者とは大槌町高齢者等見守りネットワーク構築事業、「おおつち愛・あいネット」の協力事業者として協定を締結し、買い物代行を通じた地域における高齢者等の見守り活動に御協力いただいているところであります。

社会福祉協議会等による買い物代行については、当町においても大槌町社会福祉協議会がひとり暮らし高齢者等対象に、買い物代行と見守りサービスを行う「まごころ宅急便」を実施してきたところであります。本事業は、民間の協力事業者においてサービス提供体制の確保が困難なことに伴い、本年8月以降サービスを停止することから、現在代替サービスの実施について、町社会福祉協議会が民間事業者との調整を行っているところであります。

次に、店舗の整備と移動販売についてお答えをいたします。

町内に商店のない地区がありますが、移動販売を行っている事業者について、沿岸広域振興局に確認をしたところ、移動販売を行うために営業許可を取得している事業者は、

町内に15者あるということであります。また、昨年度町内の高齢者を対象に行った高齢者実態把握調査においては、64%の高齢者がみずからスーパー等で買い物を行っており、次いで家族等による購入が21%、移動販売を利用している方は6%であります。今後買い物が困難な方が生じた場合には、課題解決に向けた取り組みを進めて、推進してまいります。

次に、公共交通についてお答えをいたします。

来年度のバス路線の概要については、昨年度策定及び公表した公共交通網形成計画に盛り込んでおりますが、町民バスは(仮称)三枚堂大ケロトンネルの開通に合わせて、現在の金沢赤浜線と小鎚浪板線の2路線を統合し、金沢地区から大槌川に沿って町方地区を通過し、役場前や大槌駅、商業施設、医療施設などの主要施設を通り、小鎚川に沿って小鎚地区までつないだU字型の路線運行を計画しております。

路線の統合により、現在民間の交通事業者と競合している安渡地区、赤浜地区及び吉里吉里地区、浪板地区の町民バス路線については震災前と同様に、岩手県交通または三陸鉄道の路線で対応する計画としております。

また、循環バス路線の概要についてですが、(仮称) 三枚堂大ケロトンネルの開通に合わせて震災後、災害公営住宅の整備等により人口がふえたエリアを中心に、商業施設や 医療施設などの主要施設を循環し、交通結節点ともなる大槌駅を起点として時計回り、 反時計回りを交互に運行する計画となっております。

- ○議長(小松則明君) 再質問を許します。澤山美惠子君。
- ○3番(澤山美惠子君) それでは、まず各地区の避難施設についてをお伺いいたします。 大ケロ地区の基礎調査についてなんですけれども、県からまだ報告がないというのは どういうことなんでしょうか。全く回答がないのか。年内の報告は無理だとか、そう言 った回答なんでしょうか。
- ○議長(小松則明君) 危機管理室長。
- ○危機管理室長(田中恭悦君) まず、土砂災害についてちょっと御説明をしたいと思います。

まず、県の取り組みの部分になりますけれども、土砂災害を防止するために関係法令に基づいて土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形などを調査しまして、これらの区域において指定をすると。その指定を受けて町でいいかどうかを一応判断して、また県に回答してやるという流れが、今までの流れでございます。

今回の大ケロトンネル付近の避難関係の危険箇所の調査の部分につきましては、当初は毎年県でも基礎調査の事業はやっています。今回の部分につきましては、県で当初計画の中に入れていなかった部分ということで、臨時的に議会の採択も受けましたし、地区の大ケロ、あと源水地区の団体からの要望を受けまして、改めて県に対して文書で要望を出しているという状況になってございます。これにつきましては、県は県でも日程的なものも一応ありますけれども、やはり釜石大槌地区管内の傾斜、危ないところの危険箇所が余りにも多いという部分の、一応ありまして、それでもやはりうちのほうとしても、どうにかこうにかお願いできないかということで、日程の中に入れていただいたということになってございます。

実は、県からいろいろと調査関係が一応来まして、当初県の要望の回答につきまして は、年度内という形での回答をいただいていたんですけれども、年内にどうにかできな いかということで再度私どももプッシュをしまして、現在県の業者で入っているという 状況になってございます。

ただ、これにつきましても一旦県の振興局で基準の計算をして、それが間違いかどうかというのを一旦本庁に上げてやって、本庁でまだ精査して計算したものをまたこちらに戻してよこすという、結構かなり慎重な部分で事業はしていくという部分になってございますので、いずれなるべく早い時期にということで取り組んでいくということで、電話で連絡はいただいたという状況になってございます。

- ○議長(小松則明君) 澤山美惠子君。
- ○3番(澤山美惠子君) そうすれば、この三枚堂大ケロトンネル付近の調査というのは やって、進めているということになるんですよね。
- ○議長(小松則明君) 危機管理室長。
- ○危機管理室長(田中恭悦君) 業者さんがきのうあたりから多分入っています。業者さんが2カ所ありまして、その中の1カ所だと思いますけれども、調査に一応入らせていただいているという状況で、県からの連絡を受けました。

それと、今回の全体での調査箇所につきましては、やはり先ほど言いましたように釜石大槌地区沿岸部、特に沿岸部につきましてはそういった危険箇所が一番多いということで本年度の計画の中では急傾斜地というところで70カ所、あとは91渓流、これらを2つの業者で調査をするというところまで入っているというか、報告を受けてございます。いずれなるべく早い時期に調査結果が出るようにということで、我々のほうに再度、今

回はまずお願いという形になりますけれども、いずれ県に対してはそういった形で連絡 を密にとりながらやっていきたいと考えてございます。

- ○議長(小松則明君) 澤山美惠子君。
- ○3番(澤山美惠子君) 8月2日に、大ケロ自治会とかから3自治会の連名によって要望書が当町に出されて、それを受けて県にお願いをして基礎調査を実施してもらうという形になって、岩手県からは年度内ということで調査を進めるということだったんですけれども、やはり8月から約4カ月になるんですよね。年度内になるって、大ケロ地域の人たちも今か今かと待っているわけです。だから、私みたいにしつこく何回も何回もお願いを県にして早く、早急に出してもらいたいと思います。よろしくお願いします。
- ○議長(小松則明君) 危機管理室長。
- ○危機管理室長(田中恭悦君) ありがとうございます。

我々といたしましても、いずれ町内そういった状況になります、なってございます。 ほかの地区でも、例えば今後建築が進んで赤花地区の避難ホールであったりとか、新しく建つところも新しく建つところといいますか、例えば地区の防集団地の集会所等も今後視野に入れた形で、そこも調査に入れていかなきゃならないという部分も一応ありますので、いずれ県につきましては当然事業の関係も一応ございますけれども、8月にも県の要望として2項目ほど危機管理で出した経過も一応ございますので、それ以外のものも今後とも県には強く要望をしていきたいと考えてございます。

- ○議長(小松則明君) 危機管理室長。3月議会までには成果は出せるのかな。危機管理 室長。
- ○危機管理室長(田中恭悦君) 済みません、あくまでも先ほども言いましたように、県の事業ということも一応ございます。ただ、フリーハンドでは正直なところ図面はいただきました。フリーハンドですね。ただ、それもやはりちゃんとした構造の計算がちゃんとできていないという部分での、あくまでも概要的なものという形になりますので、いずれ何回も言うようですけれども、県には早急に提出をお願いするということになります。
- ○議長(小松則明君) 澤山美惠子君。
- ○3番(澤山美惠子君) 本当だったら今までの4カ月間の間、基礎調査の経過を大ケロ 地域の人たちに報告書というものを出してもらいたいなと思ったんですけれども、無理 ですよね。まだきちんとした報告も受けていない中で、報告書を出してくれというのは

無理難題ですよね。

- ○議長(小松則明君) 危機管理室長。
- ○危機管理室長(田中恭悦君) 大変申しわけございません。いずれ先ほども答弁の中で繰り返し言っているとおり、やはりこの部分については人命を守らなきゃならないという部分もあります。やはり、慎重に慎重を重ねながらやっていかなければならないという県の考えもございますので、その辺は御理解をいただきたいと思います。出た場合にはいずれ議会、地域の皆様方にも、当然のことながら説明はしていきたいと考えてございます。
- ○議長(小松則明君) 澤山美惠子君。
- ○3番(澤山美惠子君) わかりました。

それでは、大ケロ以外の地区でも避難所施設整備の要望とかも出されている地区というのはあるんでしょうか。要望までには至らなくても、そういった声が当局に届いている地区があれば教えてください。

- ○議長(小松則明君) 危機管理室長。
- ○危機管理室長(田中恭悦君) 直接、新規での避難所の部分についてはうちのほうにはまだ上がってはきていないという形になりますけれども、皆さん御存じのとおり、小鎚地区の多目的集会所が今回の基礎調査によりまして、イエローゾーンにかかってしまったという部分が一応あります。ただ、そういったものの対応にいたしましても、地形等も当然確認はいたしましたし、やはり安心、安全の部分を住民の皆さん方にいずれ周知していかなければならないという部分も、一応あります。そういった部分も含めながら住民説明会等、これからも県と共同して行ってまいりたいと考えてございます。
- ○議長(小松則明君) 澤山美惠子君。
- ○3番(澤山美惠子君) じゃあ、当局が考える避難所指定というのは、既存の施設だけ なんでしょうか。それとも新設も視野に入れているのか教えてください。
- ○議長(小松則明君) 危機管理室長。
- ○危機管理室長(田中恭悦君) 現在の時点では、できれば既存の施設、あと今建築中の 赤浜、あとは小鎚の防集団地ができておりましたので、そういったところの集会所、そ れから柾内のほうでの集会所等も、今後の基礎調査等の対象に入れてまいりたいと考え てございます。
- ○議長(小松則明君) 澤山美惠子君。

- ○3番(澤山美惠子君) 当局が指定を検討している施設というのは、町有地施設に限る のか。それともそれ以外の公共施設、民間施設も含まれてくるのか教えてください。
- ○議長(小松則明君) 危機管理室長。
- ○危機管理室長(田中恭悦君) 現在は町で管理している施設、ただ1件吉里吉里地区では吉祥寺さんが民間といいますか、お寺さんの部分になっていましたので、なかなか民間の部分といっても、現在のところ一応ないという部分でありますので、将来的にはそういったところも検討していかなきゃならないのかなとは思ってございます。
- ○議長(小松則明君) 澤山美惠子君。
- ○3番(澤山美惠子君) これから起き得るさまざまな災害を考えて、町民の方々が安心 して避難できる場所であったり、施設が必須だと思いますので、その点はよろしくお願 いいたします。
- ○議長(小松則明君) 澤山美惠子君。
- ○3番(澤山美惠子君) それでは、次に高齢者の居場所づくりについてお伺いいたします。

小規模多機能型居宅介護について公募しているということでありますが、応募者とい うのはありますか。

- ○議長(小松則明君) 長寿課長。
- ○長寿課長(阿部慈郎君) お答えします。 現在公募中でありますけれども、現在申請は出てきておりません。(「わかりました」 の声あり)
- ○議長(小松則明君) 澤山美惠子君。
- ○3番(澤山美惠子君) それでは、小規模多機能型、認知症対応型、地域未着型の施設 についてなんですけれども、現時点での施設数とか受け入れ可能人数などがわかれば教 えてほしいです。
- ○議長(小松則明君) 長寿課長。
- ○長寿課長(阿部慈郎君) お答えします。

順番が別々になるかもしれませんけれども、認知症対応型共同生活の分につきましては町内で1カ所で18人います。小規模多機能が1カ所で18人でございます。(「認知症対応型が1カ所で」の声あり) 1施設でございます。(「1施設ね、18」の声あり)

○議長(小松則明君) 澤山美惠子君。

○3番(澤山美惠子君) わかりました。

各施設のサービス量の過不足というのがあれば教えてください。今のサービス量で十分なのかそれとも足りないのかということ。

- ○議長(小松則明君) 長寿課長。
- ○長寿課長(阿部慈郎君) お答えします。

現在の第7期の大槌町介護保険事業計画なんですけれども、昨年6月に町内事業所の 意向調査をしておりまして、そちらで必要であるというところの数字は、必要だという ことなんですけれども、実際に過不足という部分につきましては数字は持っておりませ ん。

- ○議長(小松則明君) 澤山美惠子君。
- ○3番(澤山美惠子君) 足りない部分のサービス量はどのようにしていくんですか。不 十分な部分のサービス量というのはどのように。
- ○議長(小松則明君) 民生部長、かわりにどうぞ。民生部長。
- ○民生部長(才川拓美君) 第7期の3年間の必要なサービス量につきましては、第7期 計画で必要なサービス量の見込みを算定してございます。その見込み量と現状のサービ ス量との差分について今回3カ所分の施設の新規の設置をするということでございます。
- ○議長(小松則明君) 澤山美惠子君。
- ○3番(澤山美惠子君) わかりました。

それでは、地域密着型通所介護について、1事業者分に相当するサービス量を見込んでいるとのことですけれども、施設整備補助金もなくて、事業者側とすればリスクのほうが大きいんじゃないかなと思いますけれども、施設整備の必要性があるのであれば、それが町の計画としているのであれば相談に応じるという上から目線的な視線よりも、事業者と協議しながら進める姿勢でなければならないと思うんですけれども、その点について。

- ○議長(小松則明君) 長寿課長。
- ○長寿課長(阿部慈郎君) お答えします。

小規模多機能と認知症対応型共同の介護施設につきましては、県の補助金がございます。こちらの地域密着型のデイサービスとかのそういう介護施設につきましては、県の補助がないんですけれども、実際に補助がないんですけれども、事業所の方が実施したいということであればそれに相談するということで、上から目線という意味ではありま

せん。

- ○議長(小松則明君) 澤山美惠子君。
- ○3番(澤山美惠子君) 済みません、上から目線的なことは申しわけなかったと思いますけれども、やはりいろいろなことするに当たって、事業者であったり地域の人たちであったり、その人たちの協議しながら当局が加わってやっていくべきは本当であると私は思って、今そういう質問をさせていただきましたけれども。

それでは、地域密着型は2020年度までに1事業者分に相当するサービス量の増加を見込むとありますけれども、その具体的な数というのは。

- ○議長(小松則明君) 時間とめて。まだです。長寿課長。
- ○長寿課長(阿部慈郎君) 予定募集18人を見込んでおります。
- ○議長(小松則明君) 澤山美惠子君。
- ○3番(澤山美惠子君) 小規模多機能型と認知症型の対応型については、2020年度まで にどれくらいのサービス量の増加を見込んでいるんでしょうか。小規模多機能型。
- ○議長(小松則明君) サービス量というのはその人数ですか、施設ですか。
- ○3番(澤山美惠子君) 施設。
- ○議長(小松則明君) 施設。長寿課長。
- ○長寿課長(阿部慈郎君) 定員で申し上げます。小規模多機能は29名でございます。認 知症対応型共同生活介護のほうにつきましては18名で予定しております。
- ○議長(小松則明君) 澤山美惠子君。
- ○3番(澤山美惠子君) 先ほど聞きましたけれどもね、済みません。

次に、大ケロの東京大学の施設についてをお伺いいたします。大槌町にせっかく建てていただいた施設ですので、有効活用すべきだと思います。大ケロ地域には震災後は地区の人口がふえました。実際の地域からは、認知症の方々が集まれる場所や、住民が気軽に集まれる場所が欲しいという意見が出されております。再来年以降の施設の利活用については、東大任せにするのではなくて、やはり町そして地域の要望を吸い上げながらかかわっていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長(小松則明君) 長寿課長。
- ○長寿課長(阿部慈郎君) お答えします。

実際に、東京大学の方と今後の活用の仕方についての事前協議的な部分はしておりま

す。そのときにもお話をしているんですけれども、町のほうでやっていただきたいという働きかけではなく、そういう事業をしたいという事業者の方がいらっしゃればその方と相談とか、そういったものをしたいですという話をしております。人口とかがふえまして、集会施設とかという話もちらっとは出たんですけれども、長寿課としましてはそちらの部分については直接関連していませんので、そういう地域密着ということで活用できないかという部分については、相談は承っております。

- ○議長(小松則明君) 長寿課長、今のお話を聞いて、相談を受けるということだけで相 談を受けて実施ということはあり得るというところまで話をできますか。長寿課長。
- ○長寿課長(阿部慈郎君) 済みません。

相談を受けまして、町のほうからということでなく、事業所の方の最終的な判断で活用するかとか、そこについて進めていただくという形になります。

- ○議長(小松則明君) 澤山美惠子君。
- ○3番(澤山美惠子君) やはり、町も加わっていくということですか、その話し合いとか、町も話し合いとかのところにも出ていってするのはできないと。もう任せる。
- ○議長(小松則明君) 長寿課長。
- ○長寿課長(阿部慈郎君) 町長の答弁にもあるんですけれども、上に当たりましては実施したいという事業所の方の意思というか、そちらのほうになりまして、町では実際に基準とか、施設の面積要件とか、いろいろなそういったものに照らし合わせながら許認可というか、そちらの業務をするということでございます。
- ○議長(小松則明君) 認可を受ければあとはやるところでやってくださいということですね。

澤山さん、納得しました。澤山美惠子君。

○3番(澤山美惠子君) それでは、この後の公共交通の質問にも共通する話ですが、公 共サービスや、福祉サービス、保育サービスなどもそうですけれども、例えば安渡保育 所が廃止される際にも、サービスが一定の地区に偏るのはどうかという地域性の問題も あったと思います。震災後は小学校も統合されました。効率性を求めれば、どうしても コンパクト化や集約化に傾きがちですけれども、町内どこの地区に暮らそうとも最低限 のサービスをひとしく受けられるようにすることも、行政の役目だと私は思います。特 に、福祉サービスは住みなれた地域で受けられるような地域性を、大事にすべきだと思 いますけれども。平野町長のお考えをお聞かせください。

- ○議長(小松則明君) 町長。
- ○町長(平野公三君) その部分は十分承知はしなければならないだろうと思います。町としてやれることをしっかりやりたいと思うんですね。やはり町として民間の方々もいらっしゃって、事業をやっている方々がそこに出てきてもらえるかどうかという問題もあるような気がします。なかなかやはり人口減少する中で、高齢化が進む中ではひとしくやはり地域においてサービスを提供できればいいんでしょうけれども、どうしても偏りという話があったとおりだと、私自身も思います。これからのまちづくりの中ではやはり高齢者がふえると、何年かはふえていくわけですから、サービスのあり方は決して介護保険だけではなく、さまざまなことで考えていく必要があると思いますので、やはり地域を大事にするという気持ちでいきたいと思いますから、議員御指摘の部分についてはしっかりと第9次の計画の中でも、子育て、そして高齢者という部分も含めてしっかりと、全体として考えていきたいと思います。
- ○議長(小松則明君) 澤山美惠子君。
- ○3番(澤山美惠子君) ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

最後に、買い物弱者支援についてお伺いいたします。

見守りを兼ねた配食サービス事業は19人が利用しているということですが、周知方法 はどのようになっているでしょうか。また、人数はこれで適切だと考えているのか。そ れとももっと受け入れ可能なのかをお聞かせください。

- ○議長(小松則明君) 長寿課長。
- ○長寿課長(阿部慈郎君) お答えします。

今現在、11月現在で19名ということなんですけれども、一応つくっている業者と配達する業者がありまして、配達するのは社協さんのほうでお願いしているんですけれども、一応上限が25食ということで、ここ3年でいくと28年度末で23名、25年度で21名となっておりまして、多いか少ないかちょっとあれですけれども、必要な方に配食は提供できているのかなと思っております。(「周知方法はどのように」の声あり)

済みません。周知なんですけれども、包括支援センターに来ていただいたときに、窓口でひとり暮らしで例えば見守りも含めて週に1回なんですけれども、そういったサービスないかなということがあれば、そこで御説明いたしますし、あとは訪問した際に相談等の方にこういう制度がありますというところでお話はしています。

○議長(小松則明君) 澤山美惠子君。

- ○3番(澤山美惠子君) それでは、民間の買い物代行事業者についてですが、大体で構いませんけれども、当局が把握している数を教えていただきたいんですけれども、もしわからなければ、おおつち愛・あいネットの協力事業者というのがありますよね。その数でも結構です。
- ○議長(小松則明君) 民生部長。
- ○民生部長(才川拓美君) 御答弁申し上げた民間事業者について、町で把握しているのは1社でございます。そのほかに、町内で商品の宅配サービス等を行っている事業者があることは承知はしてございますけれども、こちらにつきましては町、社協ともに数については把握してございません。宅配は正規の商業活動として実施されている店舗もありますけれども、近所づき合いの中で配達している場合もありますし、最近ではネットスーパーなど内陸の事業者が当町も配達範囲としている場合もありまして、把握は困難でございますが、昨年度実施いたしました高齢者実態把握調査においては、町内の5%の高齢者が買い物代行も含めた宅配を利用されているという状況にございます。ちなみに、愛・あいネットの協定を締結しております協力事業者数は52社でございます。
- ○議長(小松則明君) 澤山美惠子君。
- ○3番(澤山美惠子君) その協定を結んだ後の、町が事業者との話し合いの場を設ける とか、事業者や利用者からの声を吸い上げるなどというのはしているのでしょうか。
- ○議長(小松則明君) 長寿課長。
- ○長寿課長(阿部慈郎君) お答えします。 年に1回の会議を実施しております。
- ○議長(小松則明君) 澤山美惠子君。
- ○3番(澤山美惠子君) 年に1回だけでいいんでしょうか。
- ○議長(小松則明君) 民生部長。
- ○民生部長(才川拓美君) 愛・あいネットの協力事業者につきまして、これは通常の愛・あいネットの協力事業者の業務の範囲内、例えば宅配業者であれば宅配業務の範囲内で緩やかに見守りを行うというものでございまして、特段専門的な知識技術を必要とするものではございませんけれども、通常の業務の範囲内で何らか支援が必要な方を把握された場合に、町に情報を提供していただいて、それをもとにこちらで適切なサービスにつなげていこうというもので行っているものでございます。
- ○議長(小松則明君) 澤山美惠子君。

- ○3番(澤山美惠子君) 愛・あいネットでない、まごころ宅急便のところでお伺いしますけれども、まごころ宅急便のサービスが8月以降停止したとありますけれども、その具体的な原因とかを教えてください。例えば、人手不足だったとか賃金の問題があると思いますけれども、どういったことで停止になったんでしょうか。
- ○議長(小松則明君) 民生部長。
- ○民生部長(才川拓美君) まごころ宅急便につきましては、町の社会福祉協議会において買い物代行の事業として実施しておりまして、おったものでございまして、現在は休止中ということでございます。これは大槌町の社会福祉協議会と民間の宅配業者、それから商業者が協力をいたしまして、大槌町社会福祉協議会で注文を取りまとめた上で、商業者から宅配業者がそれぞれの家庭に宅配しているという事業でございましたが、今回の休止に至った経緯につきましては、協力している民間事業者のほうで、なかなかまごころ宅急便に協力するための体制がとりづらくなったという事情がございまして、現在休止中ということでございます。

ちなみに、社協のまごころ宅急便という名前の買い物代行サービス、常時御利用されていた方は5人でございまして、こちら5人の方々につきましては、休止の際に社会福祉協議会から代替サービスを紹介する等の対応をとっているところでございます。

- ○議長(小松則明君) 澤山美惠子君。
- ○3番(澤山美惠子君) 代替サービスの実施についての検討中とありますけれども、サービス開始の時期とかがわかれば教えてください。
- ○議長(小松則明君) 民生部長。
- ○民生部長(才川拓美君) 新しいサービスの実施時期につきましては、現在社会福祉協議会において新たな民間の協力事業者等を調整している段階と聞いておりまして、現在のところまだ正式な事業の再開時期については決まっておりません。
- ○議長(小松則明君) 澤山美惠子君。
- ○3番(澤山美惠子君) わかりました。

それでは、店舗の整備と移動販売についてのところでお伺いいたします。

町内に営業許可を、移動販売を行うために営業許可を取得している事業者は、15社あるとのことでしたと書いてありますけれども、15社のうち例えば魚なら魚だけじゃなくて生鮮食品とか日用品、生活用品とかを持って移動販売を行っているところって、今何社ぐらい。

- ○議長(小松則明君) 産業振興部長。
- ○産業振興部長(藤原賢悦君) お答えします。

沿岸広域振興局に確認しました移動販売をするために営業許可を取得している事業者 の業態の内訳を、まずは御報告いたします。

飲食店関係の営業が9件、魚介類販売が4件、肉類が1件、牛乳、乳製品が1件の合計15事業者さんになります。ただ、この方々がふだんから移動販売、全ての方がしているかというとそうではないみたいでして、商工会にふだんから移動販売されている方々の事業者数と、どういったものを移動販売しているかの聞き取りをしました。そうしましたら、ふだんから移動販売をしている方々は5事業者さんいらっしゃるそうです。日用品販売の方が1事業者、水産物販売の方が2事業者さん、農産物の販売が1事業者さん、嗜好品の販売が1事業者さん、以上5事業者さんいらっしゃると把握をしております。

- ○議長(小松則明君) 澤山美惠子君。
- ○3番(澤山美惠子君) 今後高齢化が進んでいく中で、買い物支援というのは食は命に つながるものなんですよね。今までは、見ていると被災者さんだけに偏ったものが多かったような気がするんですけれども、大槌町には被災者だけではなくて、金沢の奥だったり、長井だったり小鎚だったり浪板の奥だったり、町民の皆さんはいるわけなんですけれども、その方々が今ここにも高齢者を対象に行った高齢者実態把握調査においては、64%の高齢者がみずからスーパー等で買い物を行っているとかって書いてありますけれども、これってこの調査をした方たちがあと何年か後にはもっと年をとっていくわけですよね。逆転するわけですけれども、その点はどう考えますか。
- ○議長(小松則明君) 民生部長。
- ○民生部長(才川拓美君) 高齢者実態把握調査のお尋ねがございましたのでお答え申し 上げます。

昨年度、町内の高齢者を対象に高齢者実態把握調査を行いました。これの結果につきましては、町長から御答弁申し上げましたとおり、64%の高齢者の方々がみずからスーパー等において買い物等を行っておられます。高齢者の皆さんのお声を聞いた限りでも、やはり自分でお店で手にとって買い物をなさりたいとおっしゃる方が、大勢おられました。64%の高齢者の方はみずから買い物をされているということでございます。

次いで、家族等による購入が21%、移動販売は6%で、先ほど申し上げました宅配サ

ービス等の利用が5%となっている状況でございます。みずから、または家族等による 買い物が困難な方につきましては、介護保険サービス等の利用につなげてございまして、 現在のところ買い物の手段がないことにより生活が困難な状況とはなっていないものと、 町としては認識をしているところでございます。

今後、高齢化が進んでまいりますと、こういった高齢者の方々の買い物の動向とかも変わっていくことが想定はされるところでございますが、町といたしましてはいずれにいたしましても、買い物の手段がないことによって生活が困難な状況とならないよう適切な対応をとってまいりたいと考えているところでございます。

- ○議長(小松則明君) 澤山美惠子君。
- ○3番(澤山美惠子君) 今後のことを言っておりまして、今までの買い物に行けた人が 行けなくなったりとか、行きたくてもいけない人たちが今後多くなってくるんですよ、 高齢者になれば認知症になったりもしますし、買い物にいけない人たちも本当に、私た ちが例えば20年後になったら八十うん歳くらいになるわけだから、そういったことを今 から考えていかないと、本当に先ほど言いましたけれども、食というのは命につながる ものなので、そこら辺を重視して考えていったほうがいいんじゃないかなと思うんです けれども、第9次総合計画の中に大槌町の高齢化率は平成27年度は34.1%、平成42年は 43.2%となって、高齢化はどんどん進んでいきます。まして、大槌町の高齢化率は岩手 県の30.2%、全国の26.6%より高い数字になっています。そして、大槌町の15歳未満の 年少人口割合は10.1%。岩手県の11.9%、全国の12.6%より低い状況にあるとなってお りますけれども、ということは今まで家族が買い物している人たちも、高齢者の支え手 がいなくなるわけですよ。そうなったときに町として今後何か買い物が困難な方が生じ た場合、課題解決に向けた取り組みを推進していきますみたいに、さらっとした感じで 書かっているけれど、買い物弱者についての全国的にはそれを重きに思って、いろいろ なことをしております。各市町村でもタクシー会社が見回りや買い物代行したりとか、 それから移動販売の方にお願いをして、例えば今まで遠くまで行っていなかった移動販 売車が奥の奥まで、金沢の奥だったり大貫台のほうだったり、長井の奥のほうだったり まで行ってくれるように、町としてそういうのを話はできないんですか。今後、高齢化 率、どんどん進んでいって本当にできていたものができなくなるんですよ。そこら辺を さ、済みません、そこら辺を……。
- ○議長(小松則明君) いいんです、大槌弁ですから。

- ○3番(澤山美惠子君) 考えていただきたいと思うんですが。
- ○議長(小松則明君) 民生部長、高齢化になったときに行政も指導してほしいということを言っていますし、それにも予算も出るかもわからないけれども、見越してどうなんでしょうということでお答え願います。民生部長。これは町長ですね。町長。
- ○町長(平野公三君) 今回、第9次の計画つくる中で、皆さんからよくお話を聞いてアンケートをとりました。男女問わずまた年齢問わずで、出るのは不安ということが大きくかかわった。もちろんそれは年をとって自分が不安になる、健康状態も含めて不安になるということなんだろうと思いますので、医療も含めて生活全体を不安があると。そのために不安を払拭する、安心に変えるという施策をとっていかなければならないだろうと思います。

今のところ、高齢化率の関係がございます。もしかしたら、国においては定年退職についてもずっと延びていく可能性、あとは年金の支給の年齢も上がっていくような状況もある中で、高齢者という位置づけもまた変わってくるんじゃないか。つまり、65歳ではなくもっと上がった形で計算したりすると、それはまた変わってくるような感じがします。とにかく、今回の計画の中身もそうなんですが、健康寿命を延ばそうと幾らでも働く、そういうことに健康寿命を延ばそうという考えもございますので、健康をしっかり保つということ、そしてそれでもやはり体が弱くなってくれば、さまざま介護保険とか医療も含めて、さまざまに手当てをしていくという取り組みはすごく大事なことだと思いますので、今心配される買い物、今のところは統計上は多くの方々が買い物に出かけているという状況がありますけれども、何年か過ぎるとやはりそういう方々が動けなくなる状況の場合には、動きとして世の中がドローンを使った輸送とか、またはコンビニがさまざまに動きがあるとか、さまざまな動きがあるように世の中動いていますので、的確にその状況に対して対応を図っていく必要があると思います。

もちろん、それは決して行政がやるということではなくて、やはり一緒になって業者と、またはいろんな方々と知恵を出し合いながら進めていくということになりますので、大いに高齢化という部分に対してアンテナを張って、やはり不安を持たれてさまざまな不安があって小っちゃくならないで、人にも話せない状況でなくてやはり相談ができたり、そのために何をしてやったら、やればいいのかということを考えながらということをしっかり取り組んでまいりたいと思います。

決して、役場だけでやるんでなくて社会福祉協議会を初め福祉団体も含めてNPO含

めて大学も含めて、いろんな方々の知恵をいただきながら、やはりその不安を払拭できるような取り組みを展開してまいりたいと思います。

- ○議長(小松則明君) 澤山美惠子君。
- ○3番(澤山美惠子君) 心強い御答弁ありがとうございました。

第9次総合計画の中には、高齢者の心身の健康と生活の安定が確保され、その家族も 含め住みなれた地域で自分らしく安心して暮らし続けていくことができる環境を目指し ますと書いてありました。これからの高齢者社会に対応し、買い物に行けない高齢者の 人間らしく生活できるかは重要な政策と考えます。買い物支援の実態を整理して、高齢 者のニーズに合わせた買い物弱者に対する支援のあり方について、もう少し踏み込んで 支援すべきだと思います。

それでは。

- ○議長(小松則明君) 澤山美惠子君。
- ○3番(澤山美惠子君) それでは、町民バスの統合についてお伺いいたします。 安渡や赤浜地区の住民からは町民バスがなくなることに対する不安の声が聞かれます。 安渡や赤浜の防集団地はバス路線から遠く離れたところに、しかもばらばらに整備され たので、各団地をつなぐような小回りのきくバスが欲しいという意見も聞いております。
- ○議長(小松則明君) 質問の時間の調整を見ながらやってほしかったんですけれども、 質問内容を把握できませんでした。これは答弁が時間過ぎてもできますけれども、把握 できないということで、時間切れとなりました。次回に持ち越してください。(「はい」 の声あり)

2時30分まで休憩いたします。

○議長(小松則明君) 再開いたします。

先ほどの澤山議員の質問の答弁でありますが、訂正と追加がありますので答弁させて いただきます。危機管理室長。

○危機管理室長(田中恭悦君) 先ほど、澤山議員さんのほうから民間の指定の避難所ということでの御質問ありましたけれども、その中で私が吉祥寺という言葉で回答を差し上げましたけれども、正確には吉祥寺三光殿ということになります。あともう1カ所、

白沢の鹿子踊りの伝承館が民間の避難所ということになりますので、こちらは1カ所追加ということになります。おわびいたしまして、追加訂正をお願いいたします。

○議長(小松則明君) では、再度再開いたします。

阿部三平君の質問を許します。発言席へどうぞ。阿部三平君。

○5番(阿部三平君) 希望フォーラム大槌の阿部三平です。きょうは月命日ですが、朝 に黙禱しましたので、議長の許可を得ましたので、質問に入らせていただきます。

あの大震災津波から7年8カ月、きょうで9カ月目になりますが、経過し、町民の生活に欠かせない重要な施設が完成し、町に新たな息吹が感じられるきょうこのごろです。これからは大槌駅舎、三枚堂大ケロトンネル、安渡赤浜地区屯所、赤浜公民館などが完成する予定です。当町の基盤整備が着々と進んでいくことを心待ちにしているところです。

それでは、質問に入らせていただきます。

まずは、学校跡地の利活用についてお伺いいたします。

当局並び教育委員会の皆様におかれましては、大槌学園を建築する際に建築場所や校舎など理想とする学園をつくるために、幾度も幾度も協議を重ね、国や県に足を運び、予算確保され、未来の大槌町を託す人材育成に尽力されたことを、過日の小中一貫教育全国サミット等で再認識いたしたところです。

さて、当町も御多分に漏れず、少子化に伴い今までも学校の統廃合が実施されたものと思っております。さらには、大震災津波により町方、安渡、赤浜、吉里吉里、浪板地区が甚大な被害をこうむったことから、統廃合が加速したものと想定するものであります。大震災前になっても学校の統廃合がなされてきましたが、閉校に当たり跡地利用についても、各地域と町がるる協議し双方が納得の上で決したものと思います。

小鎚小学校統廃合の翌年、平成23年3月11日発生した東日本大震災により、海沿い全ての地域が巨大津波で破壊、崩壊しました。そのとき、町には第8次大槌町町政発展計画後期計画がありました。しかし、大震災大津波からの復興に向け、同年12月大槌町東日本大震災津波復興計画を策定し、震災復興を最優先課題として、継続して果敢に挑んできましたことに対しまして、敬意を表します。閉校された小鎚小学校ですが、校舎が建設から数十年が経過し、耐震性等を考えたものを考えた場合老朽化が激しく、利用不可と思われます。大震災前年の平成22年3月末閉校となり、同年4月には小鎚地域振興協議会から郷土芸能伝承、体験学習や交流の場、災害時の避難所、地区消防団移設等が

要望書で出されております。金沢地域は大槌町東日本大震災津波復興計画において、内陸方面からの支援と被災地を結ぶ後方支援基地として活用し、小鎚地域は避難者の受け入れや炊き出し等の後方支援基地として位置づけされております。今後、小鎚地域の学校跡地利用について、地域要望書及び大震災津波復興計画等を踏まえ、災害時の避難所、炊き出し、後方支援や備蓄基地、文化財保管場所や産直施設、地域消防団等の複合施設が考えられます。大震災津波復興の面整備及び生活基盤の復興事業が完了した後になりますが、金沢地域や小鎚地域の学校跡地の利活用や地域振興等をどのように進めていくのかお伺いします。

2番目に、住居環境についてお尋ねいたします。

小鎚川右岸沿いに花輪田地域の中間付近にあった元田んぼの用水路に、家庭雑排水が流れておりました。それが一昨年雨水雑排水兼用の排水路として整備され、きれいにはなりました。しかし、既存部分の流れが悪く、夏場には排水路から異臭が発生するので何とか解消できないものかと願っていたところでありました。

そのようなことから、近場の町営(旧雇用促進)住宅の上方に、小鎚川右岸への排水 路が整備されることで、現在工事中であります。この排水工事が完成しましたなら、排 水路の流れはよくなり異臭の発生がなくなるものと思います。さらに、小鎚川右岸の現 存している取水口を改修し、水が流れるようにし、循環させることで小魚や蛍が戻り、 よりよい自然環境が生まれるものと考えますが、取水口の改修について当局の考えをお 伺いします。

次に、下水道の整備についてお伺いします。

大震災大津波から震災復興が最優先でありましたが、面整備及び社会生活基盤整備が 完了した後、全ての地域とは申しませんが、町方地区近郊の未整備地域もできるだけ早 く下水道を延長し、環境に優しい居住地になってほしいと願っております。ある先輩か ら、月日は人の都合に構わず過ぎていく、俺たちが使用できるうちにつながればいいが と言われております。住宅戸数等から地域的には生井沢花輪田地区、下寺野地区、臼沢 地区を想定しております。皆が健康でよりよい文化的な生活ができることを望むもので あります。当該地域の下水道整備計画についてお伺いします。

次に、道路の維持管理についてお伺いします。

ことしも間もなく冬将軍がやってきます。町道小鎚線の札場から新山方面及び徳並長 井方面は単線道路であることから、積雪時には早急な除雪が必要であります。早目の除 雪がなされないとでこぼこになり、さらに路面が凍結し狭隘なことから、救急車や消防 車はもちろん、通常車両の走行にも非常に難儀する状況が二、三カ月続きます。この地 域に住んでいる方の多くは高齢者であることから、緊急時の道路の確保が非常に大事で ありますので、適切な維持管理をお願いします。

また、積雪はその年の状況によりますが、町道や林道、農道においても冬期間は積雪と溶解、凍結が幾度となく繰り返され、路面の損傷、路肩、のり面の崩れ等が発生しますので、関係者や地域と連絡を密にし、現場状況確認の上、適切な処置を望みます。冬季の道路管理や除雪対応について当局の見解をお伺いします。

- ○議長(小松則明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。
- ○町長(平野公三君) 阿部三平議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、学校跡地の利活用についてお答えをいたします。

現在、旧小鎚小学校、金沢小学校は東日本大震災津波により支援を受けた支援物資等を保管しております。保管している支援物資については、不用物品の公売、地区集会所等への配給を行いつつ、整備等を行っております。

議員御指摘のとおり、旧小鎚小学校、金沢小学校は築50年以上が経過し、特にも旧小鎚小学校は老朽化が著しく、現在の旧小学校施設を転用することは難しいと考えております。平成28年度に策定した公共施設等総合管理計画では、未利用施設の解体、施設の複合化について検討する計画になっております。また、計画の中でも課題となっておりますのは、公共施設の解体事業費は単独費となりますので、財源の確保が大きな課題となっております。各小学校の跡地利用につきましては、議員御指摘のとおり、復興後でありますが、地域の実情や課題を把握し、財源確保を図りつつ、小鎚、金沢地区の地域振興を図る施設の事業計画を検討してまいります。

次に、小鎚川橋梁より550メートル上流の右岸にある取水口の改修についてお答えいた します。

取水口は水源から水を取り入れ、用水路や導水管などの導水施設に水を供給するための設備であります。議員御質問の取水口は、かつて当該地区の農業者がかんがいの目的のため設置及び利用していた設備であります。現在は、取水口にかんがいを行う水田が見受けられず、農業設備としては未利用となっていることから、今後改修する予定はありません。しかしながら、自然環境の保全は教育や観光資源としての大きな可能性を持っており、当町においても大切な財産であると認識していることから、地区の皆様と話

し合い、自然環境に配慮しつつ、各種施策を進めてまいりたいと考えております。 次に、下水道事業についてお答えいたします。

初めに、公共下水道全体計画のうち、事業計画区域としては町方地区、安渡地区、赤浜地区、大ケロ源水地区、沢山柾内地区の一部において、復興事業と社会資本整備総合交付金により下水道整備を推進しています。そのほか、浪板、吉里吉里地区については漁業集落排水処理事業において下水道整備を実施しているところであります。

議員御質問の生井沢花輪田地区、下寺野地区、臼沢地区につきましては、現在事業計画区域外であることから、今後の下水道事業の進捗状況を勘案し、推進してまいりたいと考えておりますが、現状といたしましては浄化槽の整備補助による普及に期待しているところであります。今後につきましては、より一層効果的な下水道整備を行い、暮らしを取り巻く水環境の改善を図りながら、衛生的で快適な生活環境の実現に努めてまいります。

次に、道路の維持管理についてお答えをいたします。

町道の除雪については、自然災害時における対応に関する協定書に基づき、町内を10地区にエリア分けし、それぞれ業者に担当させております。除雪の基準については、自然災害時における対応に関する要領により、積雪5センチメートル以上で巡回パトロールを実施し、積雪15センチメートルで除雪車が出動することとなっております。さらに、町道の除雪作業等の協力に関する協定に基づき、町道のうち2路線を個人に委託しております。内容としましては、小型除雪機による除雪作業、融雪剤の散布等になります。積雪基準以上の降雪があった場合のほか、電話等で緊急要請のある場合は、現地を確認の上、業者に指示している状況であります。

融雪剤については、業者による機械散布のほか、地域等から要請があれば融雪剤を提供し、散布をお願いするところであります。御質問にありますように、毎年降雪状況が変わりますので、山間部の積雪状況やそれ以外の地域の凍結状況を的確に把握して、対応するよう努めてまいります。

雪解け後の道路の損傷については、道路点検や地域からの情報に基づき、維持管理補修により対応している現状であり、今後も速やかに対応するよう努めてまいります。また、林道は山林の伐採等のため設置している作業道であり、冬季間の除雪対応等は林業施業者に対応をお願いしております。そのうち林道城山1号線、林道城山2号線のように、避難路としての役割を兼ねている路線については、定期的にパトロールを行い、必

要に応じて維持補修を行っているところであります。

農道については、主な利用者である農業者が管理しております。その大半は耕作道であり、一部公共的な農地整備の際に付帯施設として整備されている農道がありますが、これらの農道についても受益者の皆様に除雪等をお願いしているところであります。しかしながら、災害等による農業者での補修が困難な大規模な損壊については、災害復旧事業として対応しております。今後も、関係者と連携し現場の状況を勘案しながら、適切な対応を進めてまいりたいと考えております。

- ○議長(小松則明君) 再質問を許します。阿部三平君。
- ○5番(阿部三平君) ただいまの答弁では、28年度に策定した公共事業等総合管理計画で学校の跡地利用ですが、未利用施設の改定、複合化計画を検討ということであります。 復興の後というか後になりますが、利用、小鎚、金沢地区の振興を図る施設の事業計画を検討しているとのことですが、この骨格については、骨格で構いませんが、いつごろになるんでしょうか。お伺いします。
- ○議長(小松則明君) 財政課長。
- ○財政課長(岡本克美君) お答えいたします。

今回の小鎚地区、金沢地区の学校跡地でございます。それも含めまして、小鎚地区には先ほど阿部議員も御指摘というかお話しのとおり、第4分団と第5分団の消防屯所等の老朽化もありますので、そちらにつきまして年次的に現在消防団が災害復旧で続けざまで屯所を改築しております。ということは、次の老朽化も続けざまになってしまうということもございますので、そういった間隔をどのタイミングで見るかということもございますし、一番やはり重要なのは財源の確保でございます。今、目下進めております斎場整備事業が32年から33年までかかりますので、こういった事業費が過疎債しか多分整備する事業には適債する事業がございませんので、そう言った町全体の事業スケジュールを勘案しながら32年度以降になると思いますが、そういった具体的な計画を検討してまいりたいと考えております。

- ○議長(小松則明君) 阿部三平君。
- ○5番(阿部三平君) わかりました。

それから、この間11月の中の釜石大槌の事務組合で、山形の尾花沢市ですか、衛生組合を視察させていただきました。汚泥再処理センターでしたが、地域貢献の一環として会議室を避難所として開放していると、こういうことでありました。

何でこんなことを言いますかというと、これはごめんなさい、明確に私が調べたものではないんですが、小鎚の新山に三十数年前から不燃ごみ等を処分しております。それからその後20年ほど前ですか、ごみの焼却施設ができました。こういったことに鑑みるというか、考えあわせると、例えば現在清掃事業所へ再建というか、改修しております。基礎工事に眺めてみると重量鉄骨でありますので、もし2階部分が何かのそういう広いスペースがあるのであれば、地域貢献の一環としてあるいは緊急時の避難所になり得るのではないかなとも思いますが、その辺はいかがでしょうか。お伺いします。

- ○議長(小松則明君) 町民課長。
- ○町民課長(伊藤幸人君) お答えします。

今、建設中のリサイクルセンターですけれども、一部2階というところがございますけれども、少数の会議室と見学できるスペースというところになりますので、その避難所の施設としては、なかなか面積としては厳しい面積ではないかと考えているところでございます。

- ○議長(小松則明君) 阿部三平君。
- ○5番(阿部三平君) あとは先ほど危機管理室長さんが言われていたとおり、小鎚多目 的集会所がイエローゾーンになったことから、そうなればそんなに広いところもないの で、小鎚小学校跡地が避難所兼あるいは備蓄基地支援基地兼という、産直ですか、そう いったことが第9次の大槌町総合計画に連なっていくというか、その辺を何とか入れて いただきたいと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。お伺いします。
- ○議長(小松則明君) 財政課長。
- ○財政課長(岡本克美君) 先ほど申しましたことにつけ加えてなんですが、確かに阿部議員おっしゃるとおり、小鎚地区、金沢地区の地域振興を含めたこれからの地域振興だったり、それから避難とか物資とかのそういう基地というか、そういった施設になり得るような施策については、今後先ほど申しましたとおり財源の確保を図りながら、実施計画の中で、実施計画3年でローリングしていきますので、そういった中で具体的にまずはどの程度の何が必要なのか。その施設によってどういった振興策を図ったり、どういった機能を果たすのかという部分をまず計画しながら、そして財源の確保を図りつつ何年度に整備していくかということを、具体的に実施計画の中で、ローリングの中で今後検討してまいりたいと考えております。(「よろしくお願いします」の声あり)
- ○議長(小松則明君) 阿部三平君。

○5番(阿部三平君) 次に、住環境についてお伺いします。排水路というか、水路については取水口から農業者がというか、田んぼがなくなったため予定はないですよということです。それはそうかなとも思いますが、先日12月1日、おしゃっちでの湧水シンポジウムにおいてちょっと先生方の話を聞くと、湧水というのは私は最初からもう新山のほうから湧水だと思っていましたら、両河川がどこかで何ていうのですか、潜り込んで湧水になっているのだと。要約すれば、城山を境に大槌川と小鎚川の何といいましたっけ、成分の違いがあって、湧水が湧き出しているということでした。

というようなことで、田んぼに引いている水も湧水、もとは同じだったというのを初めて認識というか、全く別の水が湧いていることかなと思っていましたが、何か同じようなことでした。

結局、何でというと、このそこの中で湧水というのが大槌町の宝になり得るかもしれ ないということです。そして、イトヨの件ですが、イトヨが源水、湧水池、さらにはマ スト川ですか、マストの排水路にもいるんだそうです。そうしたら、あちこちに宝があ るんだなと思って私は聞いてきました。そういった中で、町からに小川というか小さい 川が流れて、またそこに小魚がすんで、蛍が飛び交う、何かロマンというか夢というか あるような気がします。そして、将来には地域と協議しながらそれは考えていくんだと いうことですが、あの水路が何だっていえばそれになんですが、水はあれです、釜石バ イオがあるこの学者さんと話ししていろいろ聞いた中では、何ていうか、神様がすごい ことですよね。川は流れる、海は波がある。これだと何でこうなるかといったら引力が どうの、何がどうの、ちょっと私はわかりませんが、流れる、動くということは朽ちら ないということは、何ていうか、汚水で臭くなるとか、そんなことがなくなるというこ とです。本当はこの排水路がきれいというか立派になりましていいことですが、夏場に なると流れていませんで、そういうのが発生して、何とかならないものかなと自分も思 ってきたし、周りもそういうこと何度か言われてきました。その中で、いろいろ考えて いくということですが、水路に通水以外に何かよさそうな方法があるのであればお伺い します。

- ○議長(小松則明君) 復興推進課長。
- ○復興推進課長(中野智洋君)まず、小鎚川の取水口ですけれども、そちらから水を引く のは難しいという形で農林水産課から答弁がありましたけれども、実際に大雨等で水が 回り込んでくるようになると、かえって危険なのかなと思います。

今現在、復興推進課で花輪田地区の雨水排水路の整備工事を実施してございます。こちらにつきましては今現在鋭意工事を進めているところでございますけれども、あくまでも生活雑排水の排水を目的としたものではなくて、雨水の排水、内水排除を目的とした施設でございますから、完成したとしても花輪田地区の新しくできた家はみんな浄化槽でもって整備されているので、きれいな水が排水されているのですが、もとからあった古い建物については今現在汚水管路の面整備がまだ進んでいないものですから、後ほどの質問にありますとおり、汚水管の整備については今後面整備を図っていきたいと考えてございますが、今現在は事業認可区域外ということもありますので、浄化槽の整備に頼っているところが実情でございます。

したがいまして、健全な良好な自然環境ないし水環境の再生というものを図るためには、汚水整備の面整備が必要だという認識がございますけれども、こちらにつきましては今後の事業展開を鑑みながら進めてまいりたいと考えてございます。

- ○議長(小松則明君) 阿部三平君。
- ○5番(阿部三平君) 時間がかかるということ、わかりました。いずれ、排水路であれ 水路であれ下水道であれ、全部つながりがあって単独では意味をなさないものなので、 その辺よろしくお願いします。

それでは、下水道の整備についてをお伺いします。

社会資本整備交付金あるいは漁業集落排水処理事業とかというこれについては、全く 異論はありません。そのとおりだと思います。ただ現状、外部から見ると何ていうか、 法的根拠があっていうことはわかります。ただ、全く同じ感覚で眺めますと、特に変わ りがないのに、何だかこう、正直大槌弁でいくと何だか残されたのかなというのが正直 なところで、近場にあるのにおらほさも津波は来たというようなのが、正直なところで す。それはそれとして、それぞれの感覚ですので仕方ないと思いますが、いずれ今言っ たように、次の計画の中で乗っけていってもらえればよろしいと思います。

いずれ、あとは花輪田地区の場合は、そういう個人の浄化槽でも排水路に流せるからいいんだけれども、これは別の場所になるんですが、現時点では排水を地下に戻すというか、そういったことで生活している人もあります。それで、確かに浄化槽はいいことはわかっていていいんですが、浄化槽から出た最後の上澄みですか、それをどんな方法で処理したらいいかなということで、前に要望書が出た私道を町道に格上げできないものかと。それは、そういう中のほうは、そういうせっぱ詰まった要望があったんです。

そして確かに私も明確に条例見ていませんが、土木業者といいますか、住宅業者さんがつくった団地であれば、道路も通り、排水溝も通り、水道も通り、下水道も通りでできるわけですが、前々からある、30年以上も前からあるものはばらばらにうちを建ててきましたので、そういうふうにはなっておりません。ただ、法律がそうだっていえばこれはそうだけれども、そこに何年前からはこうだとか、既存のものはこうだとか、特例のようなものがないんでしょうか。お伺いします。

- ○議長(小松則明君) 私道を町道にやるとか将来的に、そういうことで水路とか下水道 とかいろんな雑排水を流せる状態をつくるにはどうしたらいいかということで質問です。 それに対する答弁をお願いいたします。時間とめて。復興局長。
- ○復興局長(那須 智君) 済みません、中身がよくわからないんですけれども、何で浄化槽の水が出せないのかという理由が、実は浄化槽の水というのは、道路側溝に設けなければならないということがあって、あるいは下水道法の中では受忍義務というのが発生していまして、そこの部分を流すには例えばそこに地権者があっても受忍しなければだめだと、排水管を。どうしてもだめって言われればそれはしようがないんですけれども、だめという法律はないと思うんですが、なぜそれが出せないのかというのはちょっとわからなかったんですけれども。
- ○議長(小松則明君) 阿部三平君。
- ○5番(阿部三平君) それは私道が一人のものであれば何人か、ここの畑、ここの畑がつながって道路になったもので、私道が何人かの共有地になっているということです。それで、いい人もあればよくない人もあるので、あとは明確に言いますと、そのときにそのうち建てたころの所有者はもう亡くなってしまった。次の世代に移っているということを考えた場合、町道にしていただいて、要は側溝が欲しい、できれば下水道がということです。何で流せないかといえば、自分の土地はここに100坪あって、あとはほかの土地でだめという、簡単に言えばそういうことですが。

もう一つ詰めていけば、今部長さん言われたようにそういう私道であっても例えば排 水管のようなもの、下水管のようなもの、埋設は可能なんでしょうか、お伺いします。

- ○議長(小松則明君) 復興局長。
- ○復興局長(那須 智君) 本来は受忍義務というのが当たるという、それには応じなければならないというのが法律では書いてあります。ただ、財産権の問題もあるので、どうしても通されないと言われればそれで終わり。逆に言えば、排水も通せないようなと

ころを町道にも当然できなくて、逆に言うとその土地を買えないわけですから、そうするといずれは地権者さんの御協力を得ないと、解決には向かわないということになると思います。

- ○議長(小松則明君) 復興局長。その排水路を、ちょっと時間、排水路を通すにはこう いう段取りをして土地の提供をするとかということをすれば通るっていう、そこまでの アフターの答えをお願いいたします。復興局長。
- ○復興局長(那須 智君) まず一つは、最低限、道路としての整備をするには地権者さ んの承諾を得て4メートル以上の道路の敷地について、寄附採納をしていただかないと 町道にはならないんです。

それから、今言ったような排水をそこに通すとなれば、当然個人の排水ですので、個人の方がその地権者さんと、今言った話の中で受忍義務を出して排水管を埋設させてほしいと。どちらにしても、地権者さんの御協力が得られないと前には進まないという状況になります。

- ○議長(小松則明君) 阿部三平君。
- ○5番(阿部三平君) わかりました。

結論を言うとできないということですが、それはわかりましたが、できないで終わるのであればできないでそれでいいんですが、その人たちも生活していて、今から三十何年前にはまだ30代で若かったんです。もう高齢者になってみずからそれをつくる何百万、例えばこの間あそこで話を伺ったように、道路を舗装して側溝つけて登記してと、これができるようであれば、何も町に相談することじゃないですよね。自前がききますので。それが不可能だからそういった要望書が出て相談に伺ったということで、現時点ではできないことはわかりました。

だから、何か特例のようなものがあってそういうものができないものか、あるいはどうしようもなくても、その人たちもそこにあと何十年か住み続けますので、いずれ行く先には必要です。そこまではわかりますし、そのとおりだけど、もしそうであれば平成24年ですか、26年ですか、見直された条例のあそこに、ただしその限りでないというのを入れてもらうということしかないのではないかと思いますが、解決する方法としてはですよ。今ここでそれ言ってもだめですが。いずれよさそうな方法を考えてください。まず、それについてはよろしくお願いします。

○議長(小松則明君) 阿部三平君。

○5番(阿部三平君) ちょっと話が行ったり来たりになって済みませんが、いずれ田ん ぼの排水路、下水整備についても名前は違うけれども、つながっています。そういった ことがあるということを知っていただければと思います。あとは現状ではなかなか難し いということを確認させていただきました。それはそれとして、また後でよろしくお願いします。

道路の維持管理についてお伺いします。

こういったように冬場になれば、あれです、奥のほうは単線ですので、今言ったように早場の除雪で対応していただかないと大変なんですが、答弁にあるとおりこのようにやっていただければ、特に問題はないと思います。ただし、雪が解けて路面が穴になったりとか、あるいはのり面が崩れたりとか、のり面も上からののり面、下へののり面、のり面も両方ありますので、その辺やはり地域の関係者というか、地域の人と話し合ってというか、もしそういう要請がありましたら、とりあえず現地を見ていただいてこれはすぐやれるとか、これはやはり予算がかなり伴うから無理だよとか、そういったこと話してもらえれば、誰もそれを無理するものではないです。その辺よろしくお願いします。

あとは、これも雪だけではなく大雨とか台風とかも含めますが、道路とか農道、主に 農道です。穴ぼこになってそこに、何で穴ぼこになるかといえば、山から大量な沢水が、 いつもでないところから流れて穴ぼこになります。それで、そのときに何点か言われた んだけれども、4トン車で一、二台の砕石があれば俺たちで穴埋めるがなということで、 何回かお願いした経緯があるんだけれども、私の何ていうのか要望の弱さというんだか、 あるいは話の下手というんだか、そこがならなかったものだから、お前、何だというこ とで、それはそれでもう過ぎ去りましたが、今後そういうことがありましたら、そんな 金額ではないんです、わずかにそういったことをきょう電話したら二、三日後に運んで もらえるとか、そんなことは可能でしょうか、よろしくお願いします。

- ○議長(小松則明君) 農林水産課長。
- ○農林水産課長(小笠原純一君) お答えします。

まず、農道に関しましては、実際対象となっている地域の農家さんが取り組みの意欲に応じて出てくるんですが、例えば中山間や多面的の交付金等活用して、地域の水路の 土砂揚げや田のくろの草刈りあるいは農道の整備等に使っていただく国庫の交付金がありますので、そういったのを使っていただければというのがまず一つ。 もう一つは町単費の事業でございます。農産物生産振興事業の補助金で、災害発生時、 軽微な災害時においては個人においては上限5万円、複数の団体であれば8万円までの 補助金で3分の2の補助を設けてございますので、こういったものも活用していただけ ればなと思います。

- ○議長(小松則明君) 阿部三平君。
- ○5番(阿部三平君) そういったことわからなかったということもありますし、あるいは要望の仕方にも問題があったと思いますが、今後その辺を御指導受けながら対応していきたいと思います。

あとは結局何でということでますが、行く先々、未来、将来もこれはもちろん大事な ことです。ただ、私が今回質問したのは足元のことです。日常生活の中で必要なことを 質問させていただきました。

結局、これも大震災があったということで、それが第一優先で、それはそれこそ日本中が認めることでそれはそれでよろしいと思いますが、ただ身近な生活の場というか、足元というか、今までもそうですが、これからもあれです、町方も海沿いも山沿いであっても、ともに生きる、ともに豊かに生きるというか、何ていいますか、いいところはよくてよくないところはよくないんだ、そういったことが、全くこれは同じにはならないんだけれども、その辺を何ていうかみんなで、何でこんなこと言うかというと、湧水そのものもみんな金沢の奥と小鎚の奥から流れてきています。だから、みんなというのが合っていることです。だから、ともに生きるというか、心豊かな大槌町になってほしいと思っていますし、そうしていきたいと思っています。

どうもありがとうございました。これで終わります。

- ○議長(小松則明君) その中で、さっきの質問の中で当局答えていないんですけれども、 さっき住宅の部分の排水路に流せる状態なのか、流されない状態なのか。それが雨水排 水路につながるのか、それがかんがいなのか。かんがいになると雑排水は流れないんで すけれども、そういうところ、例えば今回質問事項に出ましたので、そこのところ把握 していただければと思っております。そういうことで、阿部議員いいですか。(「はい、 よろしくお願いします、終わらせていただきます」の声あり) 町長。
- ○町長(平野公三君) 阿部議員からは、均衡ある地域の活性も含めて振興だということで、私のほうでは理解したところです。ここにあったとおり、金沢、小鎚地区につきましては復興後という形になりますけれども、決してそれまで待ってくれということでは

なくて、それぞれの地域の方々でよく話し合っていくという前提のもとの計画ですので、 それは御理解いただきたいと思います。なかなか財源の部分もあって、ここもという見 据えた形になるかとは思いますけれども、それまでの準備期間もあるということ、また 下水につきましてもさまざまに今挙げられたことにつきましては、きちんと受けとめな がら町の課題としてしっかり受けとめて進めてまいりたいと思いますので、今後ともど うぞよろしくお願いします。

○議長(小松則明君) 以上で、阿部三平君の質問を終結いたします。

本日の日程は終了いたしました。

明日12日は午前10時より再開いたします。

本日はこれをもって散会といたします。

大変御苦労さまでございました。

散 会 午後3時19分